

春日部市の環境

令和7年度 環境白書



刊行にあたって

春日部市は、2008年（平成20年）に「春日部市環境基本計画」を策定し、目指すべき環境像を「自然と人とが共生し、未来につなぐ環境をみんなで育てまもるまち・春日部」と掲げ、環境の保全と創造に関する様々な施策に取り組んでまいりました。

また、2018年（平成30年）3月に「第2次春日部市環境基本計画」を策定し、前計画の環境像を継承しつつ、その実現にむけた5つの基本目標を掲げ、「安全」、「自然共生」、「資源循環」、「低炭素」、「環境教育」に関する施策を推進しております。

2023年（令和5年）7月に、ゼロカーボンシティ推進本部を設置し、市民・事業者・行政が一丸となり、地域課題の解決と脱炭素の実現に向けて推進しております。

ここに刊行する「春日部市の環境 2025年度（令和7年度）環境白書」は、2024年度（令和6年度）における市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の進捗状況について取りまとめた年次報告書です。

私たちが安全で健康、かつ、快適な環境を享受し、美しい地球を次の世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが、できることから行動することが最も大切です。

環境をより良いものとしていくため、今後も皆様には市の環境行政に対しまして、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

春日部市長 岩谷一弘

春日部市は、江戸川、大落古利根川に代表される多くの水辺をはじめとした自然や、広々とした田園の中に都市機能と拠点性を持ち合わせています。また、日光街道第四の宿場町としての歴史や日本一の大風をはじめとする伝統文化、桐たんすなどの伝統産業と豊かな農の恵みに育まれたまちとして発展してきました。

高度経済成長の頃から、それまでの生活様式や産業構造が変化し、水・空気・大地の汚染などによる環境への負荷を発生させ、温暖化に象徴される地球環境の危機に及んでいます。

今こそ、わたしたちは暮らしを見つめ直し、未来に向け、より良い環境をつくり育てていかなければなりません。

わたしたち、地球に生きる春日部市民は、心を一つにして、自然と調和した春日部市を目指すため、ここに「環境都市」を宣言します。

- ー わたしたちは、水と緑と澄んだ空気を大切にし、自然と人とが共生したまちをつくります。
- ー わたしたちは、「もったいない」を合言葉に、ごみを減らし、エネルギーを節約し、低炭素社会を担うまちをつくります。
- ー わたしたちは、環境について学び、伝え合い、家庭や地域から、積極的に行動し、地球にやさしいまちをつくります。

平成21年4月1日

春日部市

目 次

第1章 春日部市環境基本計画

1	春日部市環境基本計画	1
2	SDGsの取組	1
3	第2次春日部市環境基本計画(2018年度～2027年度)の進捗状況	2

第2章 春日部市の環境行政を取り巻く現状

1	春日部市の概況	4
2	土地利用	5
3	人口	5

第3章 春日部市が目指す環境像

1	第2次春日部市環境基本計画(2018年度～2027年度)が目指す環境像	6
---	-------------------------------------	---

第4章 環境像実現に向けた基本施策

第1節 「快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現」

1	地域環境の保全	7
1-1	良好な地域環境の保全と公害防止策の推進	7
(1)	公害	7
(2)	犬の登録・狂犬病予防	34
2	化学物質の監視	35
2-1	化学物質による環境リスクへの対応	35
(1)	PCB廃棄物の保管・処理	35
2-2	化学物質の情報共有・相互理解の推進	35
(1)	環境コミュニケーション	35
2-3	化学物質等の監視	36
(1)	放射線の対策	36
2-4	石綿対策の推進	38
(1)	アスベストの飛散防止対策	38

第2節 「住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現」

1	身近な自然環境の保全	39
1-1	緑地と水辺環境の保全	39
(1)	公園・緑地等の整備状況	39
(2)	あき地の雑草駆除	40
1-2	良好な景観の形成	40
(1)	景観条例・景観計画	40
(2)	屋外広告物について	40
2	自然の活用の推進	41
2-1	開発等と自然との関係調整	41
(1)	開発事業等に伴う緑化について	41
2-2	農地の維持・保全、都市農業の活性化	41
(1)	農地の保全	41
(2)	農作物の地産地消	41
3	生物多様性の保全	42
3-1	生物多様性の保全の取組	42
(1)	みんなで取り組む生き物さがし	42
(2)	いきものキッズ探検隊	44
(3)	外来生物	44

第3節	「考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現」	
1	ごみの減量化・持続可能な資源利用の推進	46
1-1	ごみの発生の抑制	46
(1)	食品ロス	49
1-2	水の循環利用の推進	49
(1)	節水	49
2	不法投棄の防止・環境美化活動の推進	49
2-1	不法投棄防止の推進	49
2-2	環境美化活動の推進	50
2-3	路上喫煙防止の推進	50
3	ごみの適正処理の推進	50
3-1	適正処理の確保	50
3-2	災害廃棄物の適正処理	50
第4節	「便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、低炭素なまちの実現」	
1	エネルギー管理と高効率設備の導入による省エネルギーの推進	51
1-1	省エネルギーの推進	51
(1)	省エネルギーの取組	51
(2)	普及啓発	51
(3)	春日部市の電力の調達に係る環境配慮方針	52
1-2	都市整備等における低炭素化	61
(1)	エコドライブ	61
1-3	環境配慮商品等の購入の推進	61
(1)	グリーン購入	61
2	再生可能エネルギー等の導入推進	62
2-1	再生可能エネルギー等の導入推進	62
(1)	家庭用環境配慮型設備設置奨励事業	62
2-2	市有施設における再生可能エネルギー設備等の導入推進	63
(1)	公共施設への導入	63
3	地球温暖化適応策	65
3-1	異常気象に備えたまちづくり	65
(1)	意識社会 再構築ビジョン	65
(2)	流域治水プロジェクト	65
3-2	気候変動への対応に関する情報提供	65
(1)	クールビス・ウォームビズ	65
第5節	「市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現」	
1	環境意識	66
1-1	環境にやさしいライフスタイルの推進	66
(1)	環境月間	66
(2)	かすかべ環境ネットワーク	67
2	環境教育	68
2-1	人材の育成	68
(1)	環境学習講座	68
(2)	職員環境教育講座	69
(3)	環境ナビゲーター講座	69
(4)	環境学習講師養成講座	70
(5)	近隣市町や県、国との協力	71

第5章	春日部市地球温暖化対策	
1	春日部市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	72
2	春日部市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	76
第6章	計画の推進	
1	組織体制	79
2	推進体制	82
3	環境マネジメントシステムの構築	86
資料	資料編	
1	春日部市環境基本条例	88
2	環境基準	91

第1章 春日部市環境基本計画

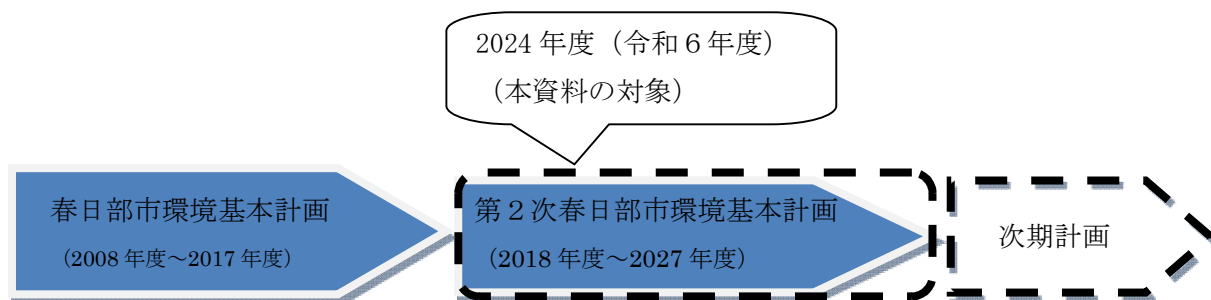
1 春日部市環境基本計画

本市では、「環境基本法」の基本理念を踏まえ、2007年（平成19年）3月に、「春日部市環境基本条例」を制定しました。本条例では、「環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を築くこと」を掲げています。

「春日部市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2008年（平成20年）3月に、「春日部市環境基本計画」を策定し、本市のあるべき環境像を示すとともに、市民・事業者・市の役割を明確にし、環境問題への取組を推進してきました。

さらに、2009年（平成21年）4月には、「自然と調和した春日部市」を目指して「春日部市環境都市宣言」を行いました。

私たちは、かけがえのない地球を未来の子供たちに引き継いでいかななくてはなりません。多様化する環境問題と向き合い、国の動向や国際的な取組などに注視しながら、本市の特性に合った施策を推進して行く指針として、2008年（平成20年）3月に策定した「春日部市環境基本計画」の基本的な考え方を継承し、新たに「第2次春日部市環境基本計画」を2018年（平成30年）3月に策定しました。



2 SDGs の取組

2015年（平成27年）9月に開かれた国連サミットにおいて、国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標」が全会一致で採択されました。持続可能な開発目標（SDGs）には、2030年を期限とする包括的な17のゴールと細分化した169のターゲットが設定されており、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

本市では、2019年（令和元年）9月にSDGsに係る施策の実施に向けて、市長を本部長とする春日部市SDGs推進本部を設置し、「春日部市SDGs推進方針」を定めました。その取組のひとつとして、「春日部市役所プラスチック・スマート宣言」を2019年（令和元年）12月に表明しています。

また、2020年（令和2年）7月にはSDGs未来都市に選定され、2020年（令和2年）8月には、SDGs未来都市の選定時に提案した内容を基に、春日部市SDGs未来都市計画を策定しました。さらに、2023年（令和5年）2月には、春日部市第2期SDGs未来都市計画を策定し、引き続き、持続可能なまちづくりの実現に取り組んでいます。

3 第2次春日部市環境基本計画（2018年度～2027年度）の進捗状況

第2次春日部市環境基本計画では、基本施策ごとに環境の現状を把握するための「ものさし」として、「環境指標」を設定しています。

「環境指標」とは、計画の取組効果に関する評価や、課題の抽出を行うための判断材料として設定された数値的に把握することができる環境に関する項目（指標）です。

① 快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現

基本施策	環境指標	現状値 2024年度 (令和6年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)	達成 状況
(1) 地域環境の保全	二酸化硫黄 (SO ₂)			
	1時間値の最高値	0.005ppm	0.1ppm以下	○
	日平均値の最高値	0.001ppm	0.04ppm以下	○
	日平均値の2%除外値	0.001ppm	0.04ppm以下	○
	二酸化窒素 (NO ₂)			
	日平均値の年間98%値	0.022ppm	0.06ppm以下	○
	光化学オキシダント 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	500時間	0時間	×
	浮遊粒子状物質 (SPM)			
	1時間値の最高値	0.103mg/m ³	0.20mg/m ³ 以下	○
	日平均値の最高値	0.059mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下	○
	日平均値の2%除外値	0.036mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下	○
	微小粒子状物質 (PM2.5)			
	日平均値の年間98%値	20.6μg/m ³	35μg/m ³ 以下	○
	年平均値	9.1μg/m ³	15μg/m ³ 以下	○
	河川水質 (BOD) 75%水質値 環境基準適合率	100%	100%	○
	下水道整備率	99.03%	100%	×
	下水道区域内の下水道による水洗化率	97.25%	96.7%	○
	污水处理人口普及率	94.96%	99.9%	×
	自動車騒音 面的評価 環境基準適合率	25.0%	100%	×
	道路交通振動 要請限度適合率	100%	100%	○
	公害苦情相談件数	73件/年	100件/年	○
(2) 化学物質の監視	有害大気汚染物質 環境基準適合率 〔ベンゼン・トリクロロエチレン・ テトラクロロエチレン・ジクロロメタン〕	100%	100%	○

② 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

基本施策	環境指標	現状値 2024年度 (令和6年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)	達成 状況
(1) 身近な自然環境の保全	フジ棚 延長	2,154.7m	1,714.7m	○
	地域のニーズに合わせてリニューアルした公園の利用頻度	46.0%	49.1%	×
	河川・水路の清掃除草実施率	76.6%	100%	×
(2) 自然の活用の推進	緑の募金緑化事業によって整備された生垣延長	1,396.6m	1,500m	×
	多面的機能支払交付金対象となっている農地面積	42,367a	52,000a	×
(3) 生物多様性の保全	市民環境調査 参加人数	92人/年	100人/年	×
	自然観察会 参加のべ人数	139人/年	300人/年	×

③ 考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現

基本施策	環境指標	現状値 2024 年度 (令和 6 年度)	目標値 2027 年度 (令和 9 年度)	達成 状況
(1) ごみの減量化・ 持続可能な資源利用の推進	家庭系ごみ			
	年間排出量	49,722t/年	52,398t/年	○
	一人一日当たりの量	611g/人・日	633g/人・日	○
	事業系ごみ年間排出量	20,788t/年	12,000t/年	×
	資源化率	20.7%	27.0%	×
(2) 不法投棄の防止・ 環境美化活動の推進	不法投棄物の回収件数	88 件/年	200 件/年	○
	一斉美化活動 参加人数	約 23,000 人/年	28,000 人/年	×
(3) ごみの適正処理の推進	年間最終処分量	3,096t/年	3,100t/年	○

④ 便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、低炭素なまちの実現

基本施策	環境指標	現状値 2024 年度 (令和 6 年度)	目標値 2027 年度 (令和 9 年度)	達成 状況
(1) エネルギーの管理と高効 率設備の導入による省エ ネルギーの推進	エコライフ DAY の取組による二酸化炭素削減量	8.1t-CO ₂ /年	25t-CO ₂ /年	×
	市民・事業者向け省エネルギー 講習会・セミナー 受講のべ人数	0 人/年	200 人/年	×
	グリーン購入に関する情報提供回数	1 回/年	3 回/年	×
	ライトダウンキャンペーン参加事業者数	0 社/年	40 社/年	×
	緑のカーテン苗・種の配布数	2,750 本 (個) /年	500 本 (個) /年	○
(2) 再生可能エネルギー等の導入 推進	住宅用太陽光発電設備導入件数	5,802 件	6,000 件	×
	市域全体の太陽光発電設備導入容量	44,779kW	40,000kW	○
	公共施設の再生可能エネルギー導入容量	3,648kW	2,500kW	○

⑤ 市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現

基本施策	環境指標	現状値 2024 年度 (令和 6 年度)	目標値 2027 年度 (令和 9 年度)	達成 状況
(1) 環境意識	環境に関する各種取組の実施率の平均※ ¹	45.6%※ ⁵	70.0%	×
	環境施策満足度の順位※ ²	34 位/70 位	15 位以内/70 位	×
	日頃から環境問題について意識している人の 割合※ ³	78.5%	90%	×
	日常的に環境に配慮した活動に取り組む事業 者の割合※ ⁴	69.9%※ ⁵	80.0%	×
	環境啓発のための発表・展示の実施回数	1 回/年	3 回/年	×
	かすかべ環境ネットワーク市民会員数	44 人	100 人	×
	かすかべ環境ネットワーク事業者会員数	29 社	30 社	×
(2) 環境教育	こどもエコクラブメンバー人数	84 人	1,000 人	×
	こどもエコクラブに関わる人数	819 人		
	小学生向け環境学習講座講師協力者数	16 人	24 人	×
	市民向け環境学習講座受講のべ人数	437 人/年	420 人/年	○

※¹ 第 2 次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査 市民アンケート

※² 市民意識調査において、第 2 次春日部市総合振興計画における 70 施策に対する満足度を順位づけしたもの。環境施策とは、「環境にやさしい持続可能な取組の推進 (旧 環境保全・創造の推進)」を示す

※³ 市民意識調査における設問

※⁴ 第 2 次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査 事業者アンケート

※⁵ 2016 年度 (平成 28 年度) における現状値であることを示す

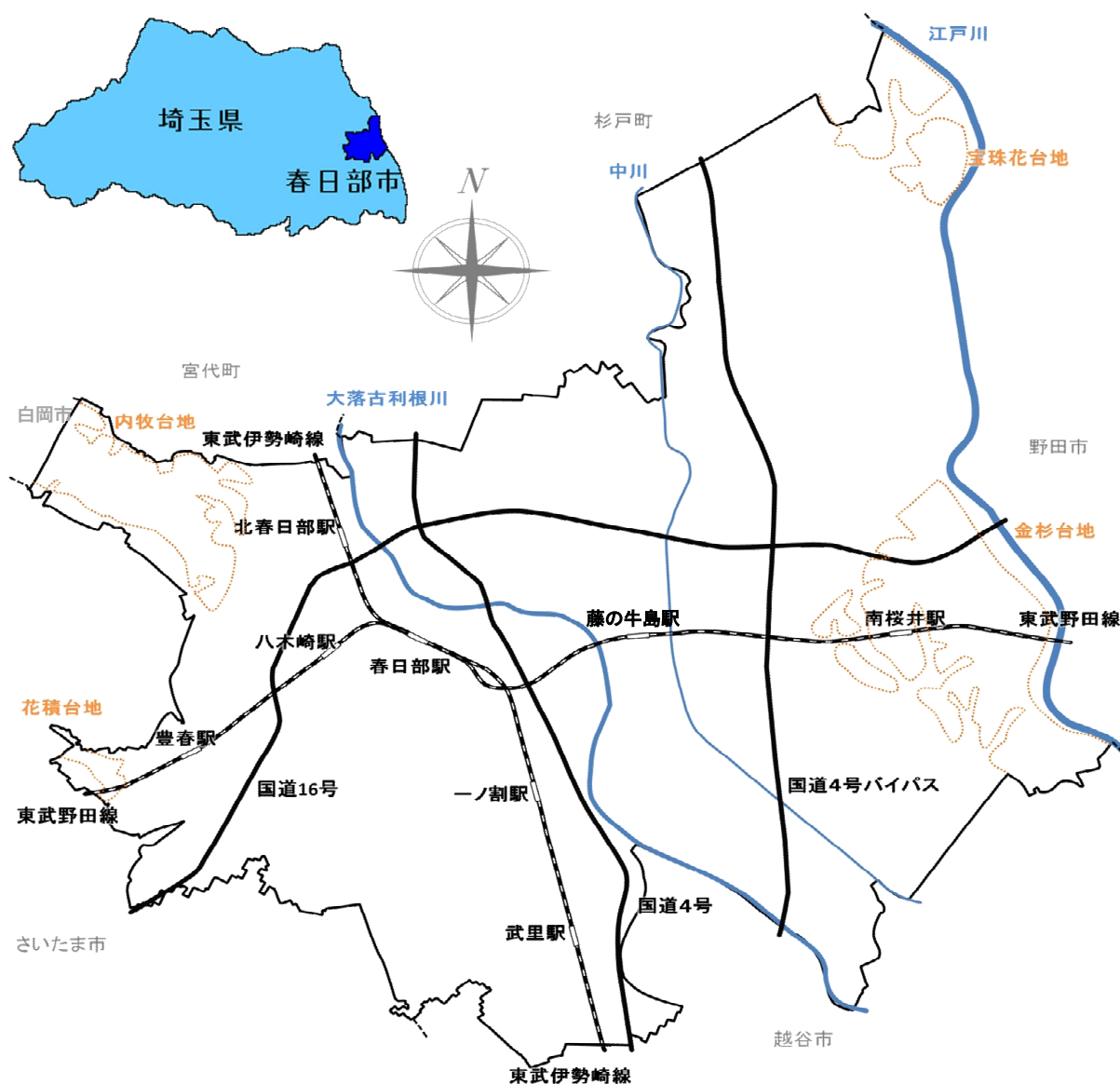
第2章 春日部市の環境行政を取り巻く現状

1 春日部市の概況

春日部市は、関東平野のほぼ中央、埼玉県の一部に位置し、南北 11.9 km、東西 11.3 km、面積 66.00 km² の市域を有しています。都心からは 35km 圏内にあり、北は宮代町、杉戸町、南は越谷市、松伏町、西はさいたま市岩槻区、白岡市、東は江戸川を挟んで千葉県野田市と接しています。

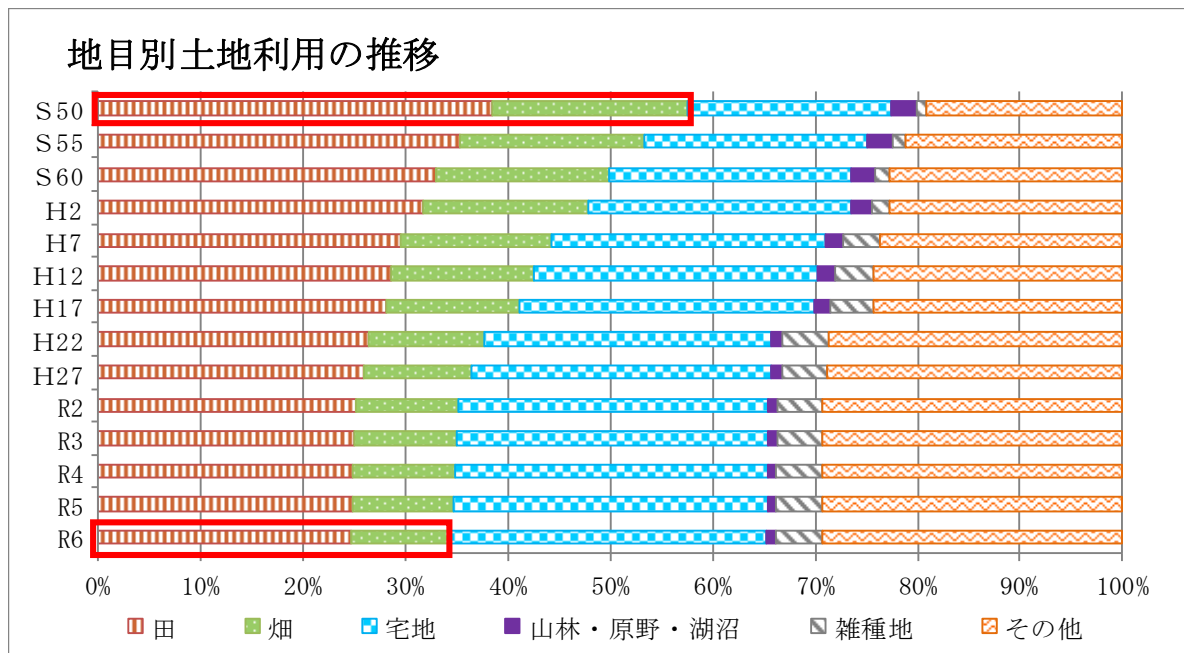
地形は、ほぼ平坦で河川によって運ばれてきた砂や泥により形成された軟弱な地盤の沖積層上にあり、中川低地と言われる地域に属しています。市の東側には宝珠花台地、金杉台地が、西側には内牧台地、花積台地があり、縄文時代の人々が生活していた痕跡が確認されています。

春日部市の地勢



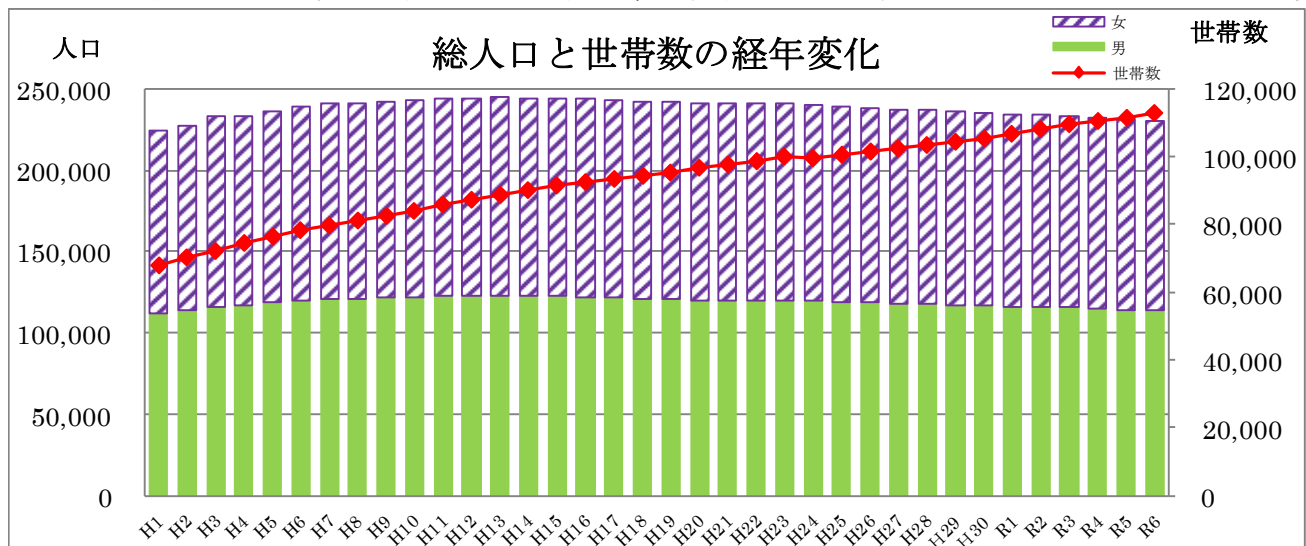
2 土地利用

かつて市内には、大落古利根川、中川、江戸川などにより運ばれ堆積した肥沃な土壌を生かした水田が全体的に広がっていました。しかし、市内の8駅周辺を中心に急激な市街化が進んだことにより、昭和50年には60%近くあった田畑は、2024年（令和6年）度には40%を下回るまで減少しています。また、山林・原野・湖沼の占める面積は、もともと非常に小さなものでしたが、この40年で半分以下となり、小規模な平地林、社寺林、屋敷林などと公園などの人工的な林地が見られるに過ぎなくなっています。



3 人口

2024年（令和6年）10月1日時点での人口は、229,937人（男113,686人、女116,251人）、世帯数は112,835世帯でした。春日部市は都心から35km圏内にあり、交通の便も良いことから首都圏のベッドタウンとして発展しました。現在、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加を続けており、核家族化、単身世帯化が進んでいると思われます。



第3章 春日部市が目指す環境像

1 第2次春日部市環境基本計画（2018年度～2027年度）が目指す環境像

本市が目指す環境像

自然と人とが共生し、未来につなぐ環境をみんなで育てまもるまち・春日部

環境像実現のための『環境基本目標1～4及び基本目標+1』

本計画で対象とする環境の種類は非常に広範囲になるため、環境像の実現を目指し、具体的な行動へとつなげるため、「基本目標」を以下のとおり設定しています。

また、基本目標+1は基本目標1～4に横断的に関わる施策です。これらすべてを市民・事業者・市が協働して推進します。なお、各基本目標の頭文字は「か・す・か・べ・し」となります。

基本目標1 か

快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現

基本目標2 す

住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

基本目標3 か

考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現

基本目標4 べ

便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、低炭素なまちの実現

基本目標+1 し

市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現

第4章 環境像実現に向けた基本施策

第1節 「快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現」

1. 地域環境の保全

1-1. 良好な地域環境の保全と公害防止策の推進

(1) 公害

《大気汚染の防止》

①概要

大気汚染の主な原因はボイラーなどの燃焼に伴い発生する「ばい煙」、石綿や土砂等から発生する「粉じん」、自動車から排出される「自動車排出ガス」、工場等で使用される「特定物質」など人為的な活動によるものです。

大気汚染防止法および埼玉県生活環境保全条例では、事業活動や建築物の解体等による大気汚染について規制が定められています。

②大気汚染の現況

市内の大気汚染状況は、埼玉県が設置する測定局等により常時監視が行われています。

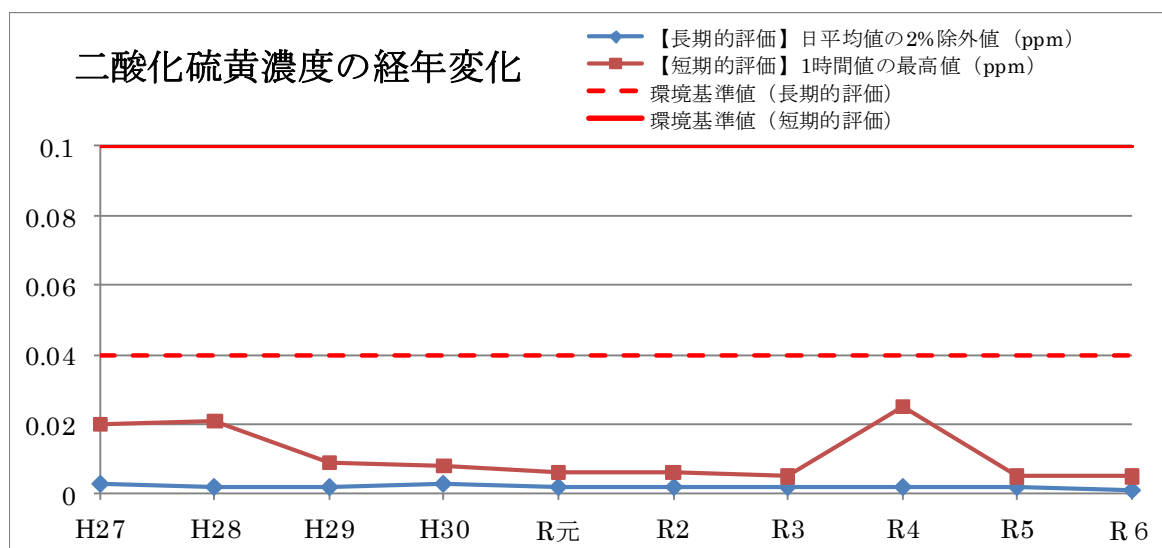
ア. 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、主として石油などの化石燃料に含まれる硫黄分の燃焼に伴い排出され、工場のボイラー等の燃料である重油や軽油などが発生源となっています。

大気中に排出された高濃度の二酸化硫黄は、目や皮膚を刺激し、呼吸器障害を引き起こします。市内においては、近年、環境基準を大きく下回っています。

二酸化硫黄の濃度の経年変化

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
日平均値の2%除外(ppm)	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
1時間値の最高値(ppm)	0.020	0.021	0.009	0.008	0.006	0.006	0.005	0.025	0.005	0.006



イ. 浮遊粒子状物質（SPM）

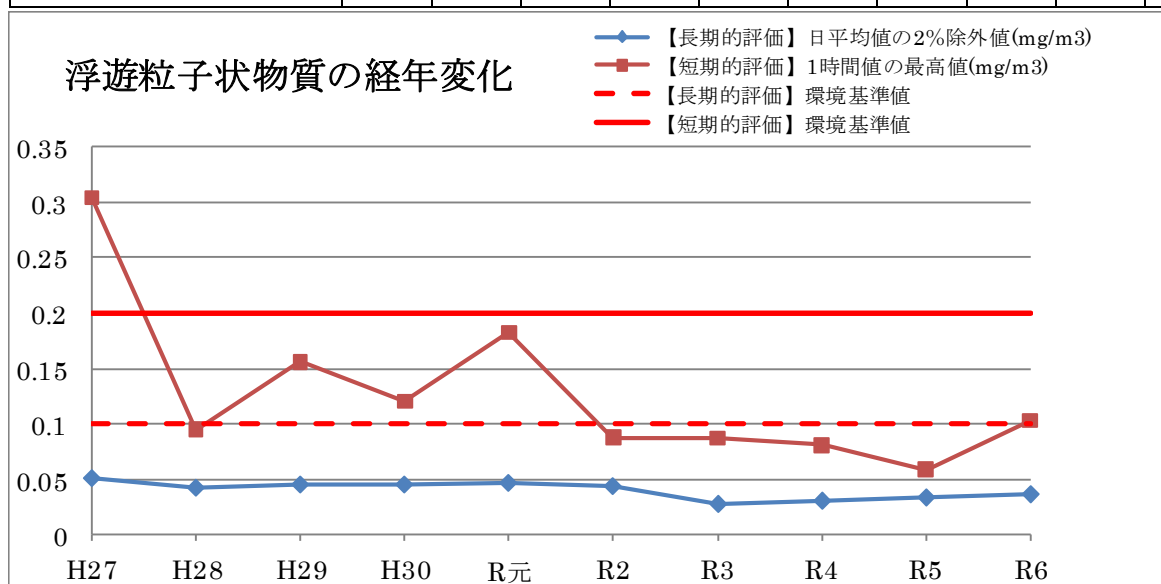
浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ （100 分の 1 mm）以下の物質をいいます。

主として工場のばいじん、粉じん、自動車等の燃料の燃焼によって発生しますが、黄砂などの土壌粒子、火山灰、海塩粒子などの自然現象に由来するものもあります。沈降速度が遅く、比較的大気中に長く滞留するため、呼吸により肺の内部まで到達し、呼吸器系の障害を引き起こします。

市内における大気中の濃度は、長期的評価、短期的評価ともに環境基準を達成しています。

浮遊粒子状物質の濃度の経年変化

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
日平均値の2%除外値(mg/m^3)	0.051	0.042	0.045	0.046	0.047	0.044	0.028	0.031	0.034	0.036
1 時間値の最高値(mg/m^3)	0.304	0.095	0.156	0.121	0.183	0.088	0.087	0.081	0.059	0.103



ウ. 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊している粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子は PM_{2.5} と呼ばれ、これまで対策が進められてきた浮遊粒子状物質よりも小さな粒子です。PM_{2.5} は非常に小さい（髪の毛の太さの 30 分の 1 程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

本市では、平成 27 年 1 月から測定が開始されており、長期的評価は環境基準を達成していますが、短期的評価では環境基準を超過することがあります。

微小粒子状物質の測定結果（長期基準： $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、短期基準： $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
日平均値の 98%値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	35.9	33.8	35.9	33.2	25.4	30.2	24.2	23.4	21.0	20.6
年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	15.2	14.0	14.5	14.3	11.9	12.0	10.6	11.3	9.4	9.1

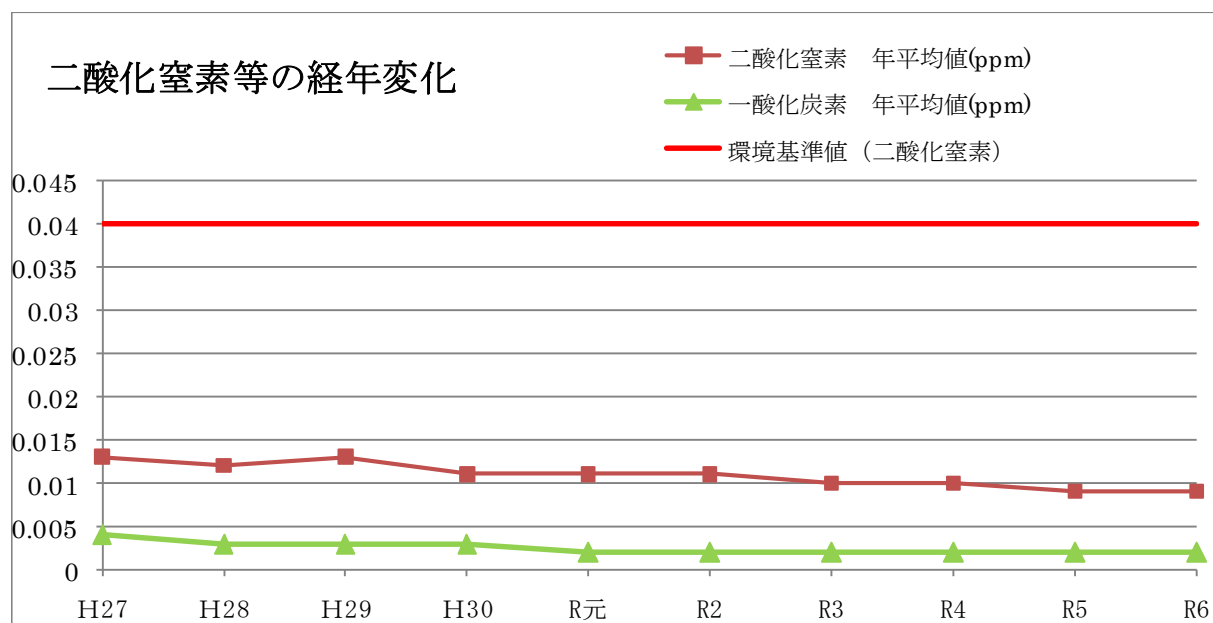
エ. 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、赤褐色で空気より重い気体です。主として、工場やボイラー、自動車等で燃料を燃焼させることにより発生した一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して二酸化窒素となります。一酸化窒素と二酸化窒素は大気中の窒素酸化物 (NO_x) の主要成分であり、大気中の水分と反応して、酸性雨の原因となります。また、高濃度の二酸化窒素は、目や皮膚を刺激し、呼吸器障害を引き起こします。

市内においては、大気中の濃度は減少傾向にあり、環境基準を達成しています。

二酸化窒素等の濃度の経年変化

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
日平均値の年間 98%値 (ppm)	0.030	0.029	0.030	0.030	0.025	0.028	0.027	0.026	0.026	0.022
二酸化窒素の年平均値(ppm)	0.013	0.012	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
一酸化窒素の年平均値(ppm)	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002



オ. 光化学オキシダント (O_x)

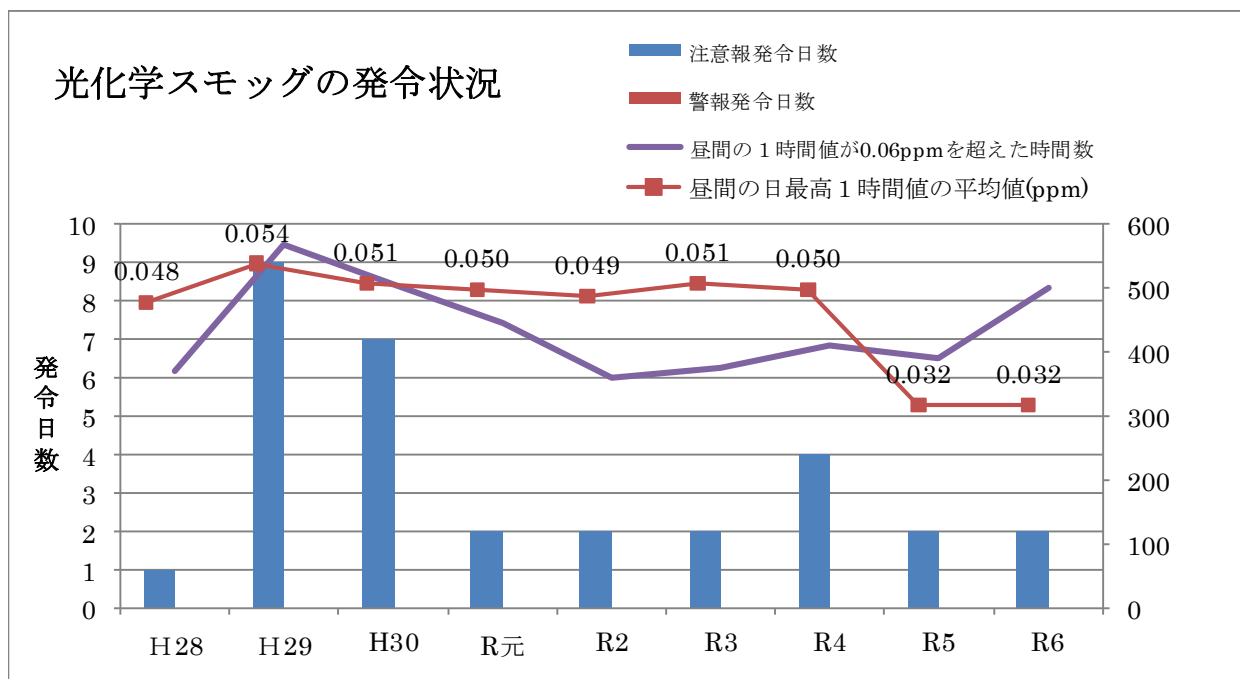
光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となる大気中の酸化性物質の総称です。

主として、工場や自動車などから大気中に排出された一次汚染物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線（紫外線）を受けて、光化学反応によりオゾンなどを含む酸化性物質が二次的に生成されます。光化学反応により生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダントと呼び、光化学スモッグ発生の指標物質としています。光化学スモッグの発生は気象の影響を強く受け、晴れまたは薄曇り、日差しが強い、日中の最高気温が 25 度以上、風が弱いなどの条件で発生しやすくなります。

人体への影響として目や喉の粘膜が刺激を受け、健康被害を引き起こすことがあります。

測定開始時点から濃度は減少しているものの、環境基準は達成していません。令和6年度に環境基準を超えた時間数は500時間、光化学スモッグ注意報発令日数は2日、光化学スモッグ警報発令日数は0日でした。

光化学スモッグの 経年変化	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	480	369	567	505	446	359	374	409	391	500
昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)	0.051	0.048	0.054	0.051	0.050	0.049	0.051	0.050	0.032	0.032
注意報発令日数	7	1	9	7	2	2	2	4	2	2
警報発令日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



カ. 石綿(アスベスト)

石綿(アスベスト)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれ、非常に高い高張力と柔軟性を持ち、耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などを有しています。その特性から、断熱材、保温材、防音材、スレート材、ブレーキパッドとして使用されてきましたが、現在では製造や使用等が全面的に禁止されています。また、石綿はその繊維が極めて細く、吸入してしまうと、直ちに影響がでるわけではありませんが、肺繊維症、悪性中皮腫、肺がんを起こす可能性があることが知られています。なお、国内の石綿の消費量の9割は建材製品が占めており、建築物の解体に伴う石綿の飛散が懸念されています。

埼玉県では、一般大気中の石綿濃度について測定を行っていましたが、令和3年度末で測定を終了しました。

一般大気中の石綿濃度については、環境基準はありませんが、測定結果を大気汚染防止法の特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準(10本/L)と比較

しても、大幅に下回っています（令和3年度時点）。

大気中石綿濃度の経年変化

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
総繊維数濃度（本/リットル）	0.063	0.34	0.29	0.11	0.35	0.22	0.29	—	—	—

キ. 有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）

労働環境等の一般大気中に比べて相当高濃度な暴露によって、ベンゼン（環境基準：0.003mg/m³）は発がん性が、トリクロロエチレン（環境基準：0.13mg/m³）、テトラクロロエチレン（環境基準：0.2mg/m³）、ジクロロメタン（環境基準：0.15mg/m³）は神経系への影響が認められています。一般大気中のような低濃度暴露による健康影響は明らかとなっていないませんが、低濃度であっても継続的に摂取された場合に人の健康を損なうおそれを否定できないことから、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう十分安全を見込んで環境基準が設定されています。

本市においては、4物質すべてにおいて環境基準を下回っています。

有害大気汚染物質の経年変化

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
ベンゼン（μg/m ³ ）	1.2	0.70	0.82	1.2	0.68	0.87	1.0	0.67	0.97	0.79
トリクロロエチレン（μg/m ³ ）	0.83	0.47	0.76	0.97	0.49	0.74	0.76	0.74	0.67	0.56
テトラクロロエチレン（μg/m ³ ）	0.21	0.053	0.057	0.14	0.066	0.10	0.093	0.089	0.091	0.076
ジクロロメタン（μg/m ³ ）	2.6	1.8	1.6	4.6	2.3	3.1	2.0	2.0	1.8	0.57

③大気汚染に対する規制

ア. ばい煙発生施設

物の燃焼等に伴い発生する、いおう酸化物、ばいじん（すす）、有害物質（カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛、窒素酸化物等）を大気汚染防止法と埼玉県生活環境保全条例では、「ばい煙」として、これらを排出する施設について規制しています。

硫黄酸化物については、地域の汚染の実情に応じて地域ごとに定められた定数K値を用いて、ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の許容限度量を算出し、排出基準としています。

$$\text{許容限度量}[\text{m}^3 \text{ N/時}] = K \times 10^{-3} \times (\text{排出口の実高さ} + \text{煙上昇高さ})^2$$

排出基準（K値）	
大気汚染防止法 規制対象施設	埼玉県生活環境保全条例 規制対象施設
9	14.5

なお、ばいじん、有害物質については、施設の規模と設置年月日によって規制が定められています。

市内のばい煙発生施設数（令和6年度末）

大気汚染防止法		埼玉県生活環境保全条例	
ボイラー（小型ボイラー除く）	22	廃棄物焼却炉	22
小型ボイラー	11		
廃棄物焼却炉	3		
ガスタービン（非常用）	17		
ディーゼル機関（常用）	2		
ディーゼル機関（非常用）	25		
ガス機関（常用）	4		
ガス機関（非常用）	1		
合 計	85	合 計	22
規制対象施設			107
事業場数	62	事業場数	22
規制対象事業場数			77

イ. 粉じん発生施設

物の破砕やたい積等により発生し、又は飛散する物質を大気汚染防止法と埼玉県生活環境保全条例では「粉じん」と定義しています。さらに、特に人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（石綿）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として、排出作業や施設の構造等の基準が定められています。

市内の粉じん発生施設数（令和6年度末）

大気汚染防止法		埼玉県生活環境保全条例	
堆積場	12	堆積場	9
ベルトコンベア	5	ベルトコンベア	21
破砕機及び摩砕機	2	破砕機	1
		ふるい	2
		ホッパーバッチャープラント	3
合 計	19	合 計	36
規制対象施設			55
事業場数	14	事業場数	15
規制対象事業場数			24

立入検査実施状況

	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
ばい煙発生施設	2	16	9	0	5	8
指定ばい煙発生施設	3	2	4	3	2	2
特定粉じん排出等作業実施工区	18	12	2	3	30	20

《水質汚濁の防止》

①概要

水質汚濁とは、河川、湖沼、海洋などの公共用水域に汚染物質が流入し、水の状態が損なわれることをいいます。影響としては、有害物質による魚介類・ヒトへの被害、有機性汚濁による水質の悪化などのほか、富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅などがあげられます。水質汚濁の原因は、工場排水の他、農業・牧畜排水、大気汚染の降雨や、ごみの投棄などがあげられますが、近年、私たちの日常生活に起因する生活排水による汚濁の比重が高まっています。

②河川水質調査

ア. 調査概要

市内を流れる主な河川は、江戸川、大落古利根川及び中川ですが、その他にも中小の用排水路が市内を縦横に流れています。これらの用排水路は流量が乏しく、主に生活排水が流れ込んでいます。

市では、昭和 51 年度から市内主要河川の水質調査を実施しています。現在の調査地点は、下図のとおり、江戸川、大落古利根川、中川、古隅田川、会之堀川、安之堀川、倉松川、18 号水路、金野井用水路の 9 河川、11 地点です。環境基準項目の他、要監視項目などおよそ 90 項目の調査を行っています。

令和 3 年 7 月の「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直し」を受け、令和 4 年度より大腸菌群数が生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加されました。

市内の河川水質調査地点



イ. 調査結果

BOD（生物化学的酸素要求量）は、河川における環境基準項目の1つであり、河川の有機汚濁を表す最も一般的な水質指標です。水中の有機物が好氣的微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表し、値が大きいほど有機物による水質汚濁が著しいことを示します。

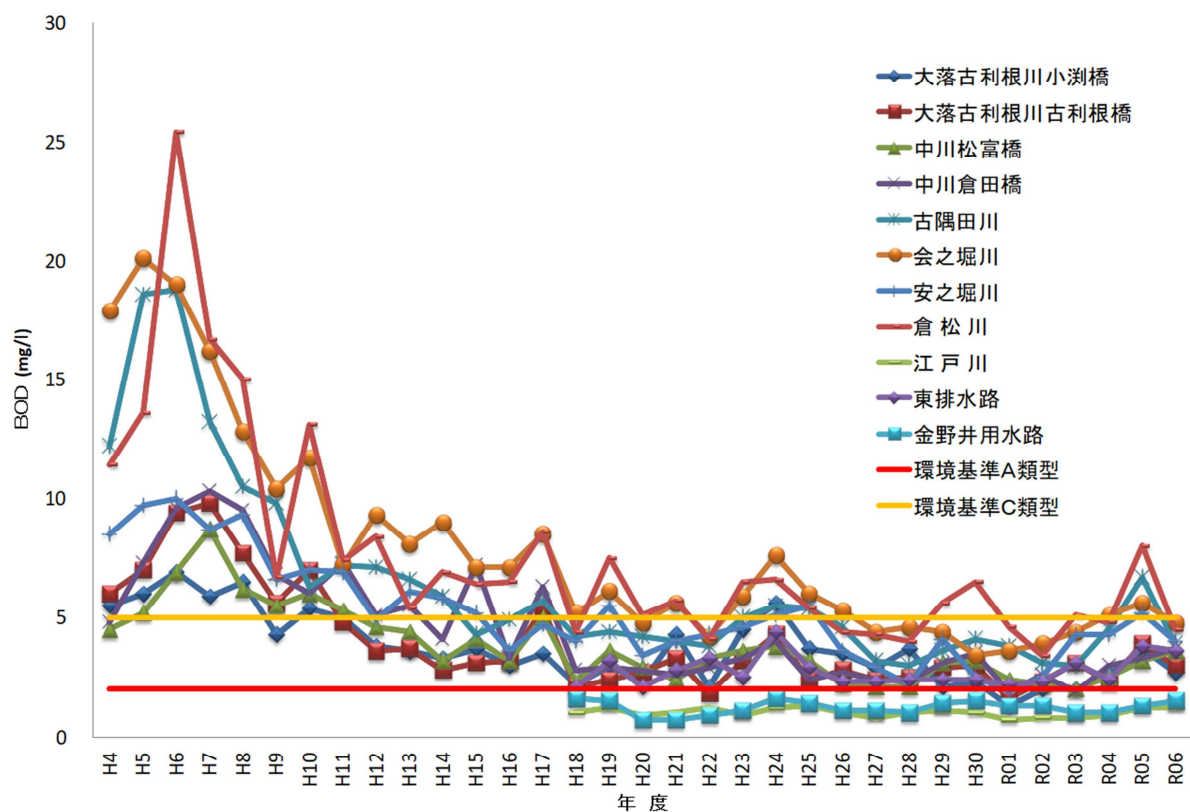
BODの経年変化は、江戸川はほぼ横ばいですが、その他の河川においては概ね減少傾向にあります。これは、工場・事業場排水の規制の強化と、周辺の下水道整備による生活排水汚濁の減少によるものと考えられます。

なお、有害物質については全ての河川において超過は見られていません。

＜環境基準の評価方法（BOD）＞

公共用水域には、「環境基準の類型指定」というランク分けがあり、それぞれのランクに応じて基準値が定められています。評価方法としては、一般的に「年平均値」が用いられていますが、BOD等は、年間を通じた日間平均値の全データについて「75%値」を基準値と比較して評価を行います。75%値とは、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べたときに、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータをいいます。

市内河川における(75%水質値)BODの経年変化



(ア) . 江戸川 (環境基準 A 類型)

利根川水系の分流(派川)であり、環境基準 A 類型に指定されています。BOD の調査結果では、環境基準を下回る状態が続いていますが、大腸菌群数および SS において超過がみられます。大腸菌は県内の A 類型河川のほとんどにおいて超過しており、SS は降雨による濁水の影響を受けていると考えられます。

金野井大橋における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	7.6	7.6	7.7	7.6	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	7.6
BOD(mg/L)	0.8	1.0	1.1	1.0	0.7	0.8	0.8	0.9	1.2	1.2
SS(mg/L)	16	39	12	14	12	13	10	10	10	13
DO(mg/L)	10	8.9	10	9.3	9.1	9.5	9.7	9.6	9.3	9.1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	7.1×10^3	1.3×10^5	1.4×10^4	2.0×10^4	1.1×10^4	1.3×10^4	9.9×10^3	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	16	53	95

(イ) . 大落古利根川 (環境基準 C 類型)

市内を東西に二分する市内でも大きな河川の一つです。この河川は都市化が進むにつれ、流域に工場・事業場・住宅が建設され、工場排水、生活雑排水が大量に流れ込み汚濁されてきました。しかし、近年、水質は改善傾向にあり、環境基準を達成しています。

小湊橋における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	7.4	7.4	7.3	7.4	7.4	7.5	7.4	7.3	7.4	7.3
BOD(mg/L)	2.9	3.7	2.1	2.3	1.3	2.0	2.0	2.6	3.7	2.7
SS(mg/L)	12	11	10	15	11	11	11	10	14	10
DO(mg/L)	7.9	7.6	7.7	7.6	8.0	7.9	8.0	7.4	7.3	7.1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	2.4×10^4	1.0×10^4	1.5×10^4	2.2×10^4	9.4×10^3	2.1×10^5	2.7×10^4	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	3.7×10^2	1.9×10^2	5.8×10^2

古利根橋における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	7.4	7.5	7.3	7.4	7.5	7.5	7.5	7.4	7.6	7.5
BOD(mg/L)	2.4	2.5	2.9	3.0	1.6	2.3	3.1	2.3	3.9	3.0
SS(mg/L)	12	10	13	12	10	9	8	6	11	8
DO(mg/L)	7.8	7.6	7.7	7.6	8.1	8.0	8.1	8.1	8.9	8.0
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1.9×10^4	2.1×10^4	1.8×10^4	1.0×10^4	1.9×10^4	6.3×10^4	4.3×10^4	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	1.9×10^2	78	2.7×10^2

(ウ) . 中川（環境基準C類型）

旧春日部地域と旧庄和地域の境を流れるこの川は、庄内古川とも呼ばれ、農業用排水を主たる目的とした河川です。近年は環境基準を達成しており、水質に大きな変化は見られません。

松富橋における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.5	7.5	7.4	7.5	7.5
BOD(mg/L)	2.1	2.1	3.1	3.2	2.4	2.2	2.0	2.5	3.2	3.6
SS(mg/L)	25	28	32	36	29	25	23	26	23	21
DO(mg/L)	7.9	7.4	8.1	7.7	7.7	8.1	8.3	7.9	7.9	7.8
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3.4×10^4	4.2×10^4	2.8×10^4	4.3×10^4	4.4×10^4	4.2×10^4	3.6×10^4	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	2.5×10^2	2.0×10^3	1.8×10^2

倉田橋における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.5	7.4	7.4	7.5	7.5
BOD(mg/L)	2.4	2.3	3.1	3.5	1.9	2.6	1.9	3.0	3.3	3.7
SS(mg/L)	29	26	29	34	28	25	22	27	27	24
DO(mg/L)	7.5	7.0	7.6	7.2	7.5	7.7	7.7	7.7	7.8	8.2
大腸菌群数 (MPN/100mL)	4.2×10^4	4.0×10^4	2.9×10^4	3.7×10^4	2.6×10^4	3.0×10^4	4.1×10^4	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	3.0×10^2	9.4×10^2	2.6×10^2

(エ) . 古隅田川、会之堀川、安之堀川、倉松川、18号水路、金野井用水路

これらの河川は類型指定がなく、市内でも比較的小さな河川です。生活排水の流入などにより汚濁が進んでいましたが、BODは改善傾向にあります。令和4年度の調査では、環境基準C類型を用いて年間の75%値で評価すると、全ての河川において環境基準を達成しています。

古隅田川（十文橋）における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.3	7.3	7.3	7.2
BOD(mg/L)	3.2	3.0	3.6	4.1	3.8	3.1	3.0	4.5	6.7	3.9
SS(mg/L)	16	13	10	13	9	9	8	7	10	8
DO(mg/L)	5.4	5.6	5.7	5.8	5.5	6.2	6.2	5.8	5.5	4.9
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1.2×10^5	1.4×10^5	7.7×10^4	1.8×10^5	6.3×10^4	1.2×10^5	1.1×10^5	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	5.1×10^2	3.5×10^2	4.1×10^2

会之堀川（大枝）における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.5	7.5	7.6	7.7
BOD(mg/L)	4.4	4.6	4.4	3.4	3.6	3.9	4.4	5.1	5.6	4.8
SS(mg/L)	17	17	18	12	18	16	13	12	22	16
DO(mg/L)	7.3	6.6	7.2	5.6	6.3	6.9	7.3	7.2	7.8	7.8
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1.3×10^5	1.6×10^5	7.4×10^4	1.0×10^5	1.8×10^5	5.3×10^4	1.9×10^5	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	3.0×10^3	6.6×10^2	8.8×10^2

安之堀川（新方川合流地点）における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	7.7	7.9	7.8	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7	7.8	8.0
BOD(mg/L)	2.9	2.2	4.1	1.2	1.9	2.5	4.3	4.3	5.2	4.0
SS(mg/L)	18	12	16	10	15	13	12	10	15	21
DO(mg/L)	9.1	8.9	9.5	9.3	5.7	6.7	7.3	8.3	9.4	9.1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	6.9×10^4	5.2×10^4	4.8×10^4	6.1×10^4	7.3×10^4	1.0×10^5	5.8×10^4	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	2.1×10^3	1.8×10^3	2.9×10^3

倉松川（中川合流地点）における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.4	7.4
BOD(mg/L)	4.3	4.0	5.6	6.5	4.6	3.4	5.1	4.8	8.0	4.5
SS(mg/L)	26	25	27	26	28	25	22	22	25	20
DO(mg/L)	6.7	6.1	6.9	6.3	6.7	6.8	6.9	6.5	6.6	6.5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	4.0×10^5	6.2×10^4	3.6×10^4	7.0×10^4	8.1×10^4	6.9×10^4	1.4×10^5	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	1.6×10^3	9.8×10^2	1.3×10^3

18号水路（三角橋）における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.2	7.1	7.1	7.2	7.2
BOD(mg/L)	2.3	2.4	2.4	2.4	2.2	2.3	3.1	2.4	3.8	3.6
SS(mg/L)	40	37	34	36	36	28	34	29	37	32
DO(mg/L)	6.9	6.1	6.9	5.9	5.8	6.6	6.6	6.0	6.0	6.1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	6.4×10^4	8.4×10^4	1.9×10^4	7.8×10^4	1.7×10^5	4.3×10^4	3.1×10^4	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	2.5×10^3	1.6×10^3	9.7×10^2

金野井用水路（松伏町境）における経年変化

測定項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
pH	8.0	7.8	8.3	7.9	8.1	8.0	7.8	7.9	8.3	8.0
BOD(mg/L)	1.1	1.0	1.4	1.5	1.3	1.3	1.0	1.0	1.3	1.5
SS(mg/L)	16	17	12	11	5	12	14	14	5	6
DO(mg/L)	12	9.5	13	9.8	11	11	10	11	11	11
大腸菌群数 (MPN/100mL)	4.1×10^3	1.3×10^4	1.3×10^4	2.5×10^4	3.6×10^3	5.3×10^3	1.5×10^4	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	—	—	—	2.6×10^2	30	45

ウ. 地下水水質調査

安価で安定した水質を持つ地下水は、重要な資源として水道、農業、産業用等に利用されてきました。しかし、近年の土壤汚染の増加とともに地下水汚染の顕在化が懸念されています。

地下水汚染の特徴として、地下水は河川水と比べ流れが非常に遅く、一度汚染されてしまうと汚染された状態が長期間続くこと、汚染に気づきにくく、地下水の流れにより拡散すること、汚染源の特定が難しいという特徴があります。このため、汚染の除去には多額の費用が必要という側面も持っており、有害物質の地下浸透を未然に防止することが何よりも重要です。

(ア) . 調査概要

市内の地下水利用地点を選定し、水質汚濁防止法に基づく常時監視を行っています。これまでの調査により、飯沼地区、花積地区、米島地区の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準の超過が確認されているため、定期的にモニタリングを行っていましたが、令和5年度より飯沼地区の測定井戸が工事の影響で無くなったため、飯沼地区による測定につきましては終了しました。

(イ) . 調査結果

直近の調査において、環境基準の超過がみられたのは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素になります。この物質は、土壤や水のあらゆる場所に存在し、水に溶けやすく、土壤に保持されにくい性質を持っています。汚染の原因は、農地に過剰に散布された窒素肥料が変化し、地下へ浸透したものだと思われます。

基準超過地点については、今後も継続して観測していきます。

常時監視地点数

調査年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
地点数	4(3)	5(3)	5(3)	5(3)	4(2)	5(3)

※ () は継続監視地点数

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の経年変化（飯沼地区）

調査年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
測定結果(mg/L)	19	19	10	14	—	—

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の経年変化（花積地区）

調査年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
測定結果(mg/L)	15	16	14	15	16	14

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の経年変化（米島地区）

調査年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
測定結果(mg/L)	5.8	6.2	7.1	6.9	7.0	6.8

③水質汚濁に対する規制

ア. 工場・事業場の排水規制

工場・事業場から公共用水域に排出される水については、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例により規制されています。

水質汚濁防止法では特定施設として約100施設を、埼玉県生活環境保全条例では指定排水施設として6施設を規制の対象とし、カドミウム、シアンなどの有害物質28項目と水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)などの生活環境項目15項目の排水基準が定められています。

市内の特定施設数（令和6年度末）

業種・施設名	届出数	業種・施設名	届出数
畜産農業	7	共同調理場	1
畜産食料品製造	2	弁当仕出・他	2
保存食料品製造	5	飲食店	7
動植物油脂製造	1	洗たく業	61
めん類製造	4	写真現像業	9
豆腐・煮豆製造	26	病院	2
合板製造	2	車分解整備	2
ガラス・他製造	2	車両洗淨施設	93
セメント製品製造	1	試験研究機関	4
バッチャープラント	3	一般廃棄物処理施設	1
非鉄金属製造	2	産業廃棄物処理施設	1
金属製品・機械器具製造業	1	TCE 洗淨施設	2
水道施設	3	し尿処理施設	13
酸・アルカリ表面処理	6	旅館業	23
電気めっき施設	4	指定地域特定施設	28
		合計	318

市内の指定排水施設数(令和6年度末)

施設名	施設数	規制対象
集団給食施設	10	10
飲食店	0	0
カット野菜	1	1
合 計	11	11

※ 2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表特定施設に属するものとみなし、1つとして数える。

立入検査実施状況

	R2	R3	R4	R5	R6
立入実施施設数	26	27	55	51	52
適 合	23	20	47	41	45
注 意	3	6	6	8	6
勸 告	0	1	2	2	1

※ R2、R3は新型コロナウイルスの影響により立入検査実施施設数を減らした。立入り先は、特に排水量が多い事業所とした。

④生活排水対策

市では、公共下水道の整備を推進し、下水道整備率は99.0%（令和6年度）となりました。また、生活排水対策として、浄化槽処理促進区域内において、国の補助指針に適合する合併処理浄化槽へ単独処理浄化槽等から転換する者に補助金を交付し転換を促進することで、水質汚濁の防止を図っています。

《騒音の防止》

①概要

音は空気等の振動（波）であり、一秒間に振動する回数を周波数といいます。周波数が高ければ高い音、周波数が低ければ低い音として聞こえ、人間は20～20,000Hzまでの周波数を音として知覚可能とされています。一般的に、「好ましくない音」、ないほうがよいとされる音の総称を騒音と言いますが、同じ音でも人によって「よい音」「うるさい音」と、音に対する評価が分かれる場合もあり、感覚公害の代表とされています。

騒音は工場・事業場や建設解体工事、道路交通、鉄道等から発生しますが、騒音に対する苦情では建設解体工事に伴うものが多く寄せられており、苦情件数は横這いの状況が続いています。また、生活習慣の多様化や、価値観の違いにより、日常生活から発生するピアノの音や、ペットの鳴き声など法的な規制の対象とはならない「生活騒音」に対する苦情も増加しています。さらに近年では、低周波と言われる100Hz以下の音や、人の可聴域ではない20Hz以下の超低周波による相談も寄せられます。

騒音の大きさの例

dB	身近な例
100	自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち
90	大声による独唱、騒々しい工事の中
80	地下鉄の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音(前方1m)

②騒音に対する規制

ア．特定施設等

金属加工機械や送風機、冷却塔、業としてハンドグラインダーを使用する作業など、工場・事業場において著しい騒音を発生する施設や作業を、騒音規制法および埼玉県生活環境保全条例では、「特定施設」、「指定騒音施設」、「指定騒音作業」として定め、騒音の規制が行われています。

騒音規制法に基づく市内の特定施設数（令和 6 年度末）

施設種類	事業所数	施設数
金属加工機械	77	385
空気圧縮機及び送風機	147	746
土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	0	2
織機	0	0
建設用資材製造機械	4	7
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	42	92
抄紙機	0	0
印刷機械	18	77
合成樹脂用射出成形機	34	281
鋳造型機	1	12
合 計	323	1,602

※事業場数は、1 つの工場・事業場に 2 種類以上の施設がある場合は、主要な施設が設置されている方に計上

埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音施設数（令和 6 年度末）

施設種類	事業所数	施設数
木材加工機械	222	646
合成樹脂用粉碎機	43	86
ペレタイザー	2	7
コルゲートマシン	2	9
シェイクアウトマシン	0	0
ダイカスト機	2	3
冷却塔	81	179
合 計	352	930

埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音作業数（令和 6 年度末）

作業種類	事業所数
業として金属板（厚さ 0.5mm 以上）のつち打加工を行う作業	27
業としてハドグラインダーを使用する作業	79
業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業	30
合 計	136

イ. 特定建設作業

くい打機等を使用する作業やさく岩機を使用する作業など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業を騒音規制法では「特定建設作業」として、発生する音、作業時間、作業禁止日等が規制されています。なお、工業専用地域のうち一部地域を除く全地域が規制対象であり、敷地の境界線にて 85dB の規制基準が設けられています。

騒音規制法に基づく特定建設作業届出数

	R2	R3	R4	R5	R6
くい打機等を使用する作業	5	4	6	6	1
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	19	34	51	43	46
空気圧縮機を使用する作業	4	1	10	11	6
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	1	0	0	0
バックホウを使用する作業	3	1	2	2	6
トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業	1	2	2	2	1
合 計	32	43	71	64	60

ウ. 自動車騒音

自動車の運行に伴って発生する騒音がその限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、県公安委員会に対して道路交通法の規定による最高速度の制限等の交通規制の措置を執るべきことを要請するものとして、要請限度が定められています。また、道路管理者に対して、舗装の改良その他の道路構造の改善等自動車騒音の大きさの減少に関する事項について、意見することが出来ます。

本市では、主要な道路のうち 2 車線以上を有する道路等 16 路線について、5 年で市内全域を評価（面的評価）できるように測定を実施しています。

自動車騒音の測定結果（令和２年度～令和６年度）

道路名	区間延長 (km)	評価対象 住居数（戸）	環境基準適合 住居数（戸）	環境基準 達成率(%)
一般国道４号(新４号国道)	9.3	79	56	70.9
一般国道４号	7.6	2346	2138	91.1
一般国道１６号	11.3	1331	842	63.3
さいたま春日部線	6.3	2746	2734	99.9
春日部松伏線	7.3	1407	1402	99.6
松伏春日部関宿線	8.4	386	265	68.7
春日部菖蒲線	3.2	492	482	97.8
野田岩槻線	3.2	600	596	99.3
春日部久喜線	2.9	1067	1046	98
次木杉戸線	3.1	190	190	100
惣新田春日部線	2.4	784	777	99.1
西宝珠花春日部線	7.1	318	313	98.4
西金野井春日部線	3.3	279	273	97.8
西宝珠花屏風線	1.4	89	89	100
春日部停車場線	0.2	208	208	100
市道 1-29 号線	2.2	222	221	99.5

※重複計上含む

エ．深夜営業騒音

静穏な生活環境を保全するため、埼玉県生活環境保全条例に基づき、22 時以降の営業における騒音の発生、23 時以降の音響機器の使用について規制を行っています。

オ．拡声機騒音

商業宣伝を目的とした拡声機の使用について、埼玉県生活環境保全条例において、使用方法、使用時間等が規制されています。

カ．作業場等における騒音規制

廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所（面積 150 m²以上のもの）、自動車駐車場（20 台以上駐車できるもの）、トラックターミナルについて、埼玉県生活環境保全条例において、騒音が規制されています。

《振動の防止》

①概要

振動は地盤や物質を伝わる波であり、騒音や悪臭と同様に感覚公害の一つです。一般的には心理的、精神的な影響が大半を占めていますが、大きくなると家屋の壁のひび割れなどの物的被害を生ずることもあります。

主要な発生源は、工場・事業場、建設解体作業、道路交通、鉄道等であり、振動の発生源が騒音の発生源と同一であることも多くみられます。

振動に対する苦情は、毎年数件程度寄せられており、近年では解体工事や資材置場での作業について苦情が寄せられています。

なお、振動については環境基準が定められていません。

振動の大きさの例

dB	震度階級	人の体感
110 以上	震度 7	立っていることができず、はわないと動くことができない。
105～110	震度 6 強	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
	震度 6 弱	立っていることが困難になる。
95～105	震度 5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
	震度 5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
85～95	震度 4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
75～85	震度 3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
65～75	震度 2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
55～65	震度 1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
55 以下	震度 0	人は揺れを感じない。

②振動に対する規制

ア. 特定施設等

金属加工機械や圧縮機、シェイクアウトマシンなど、工場・事業場において著しい振動を発生する施設を、振動規制法および埼玉県生活環境保全条例では「特定施設」、「指定振動施設」として定め、振動の規制が行われています。

なお、市内で稼働している指定振動施設の届出はありません。

振動規制法に基づく市内の特定施設数（令和6年度末）

施設種類	事業所数	施設数
金属加工機械	85	612
圧縮機	81	425
土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	0	7
織機	0	0
コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械及 びコンクリート柱製造機械	0	0
木材加工機械	2	2
印刷機械	8	37
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	2	12
合成樹脂用射出成形機	30	282
鋳造型機	0	0
合 計	208	1,377

※事業場数は、1つの工場・事業場に2種類以上の施設がある場合は、主要な施設が設置されている方に計上

イ. 特定建設作業

くい打機等を使用する作業やブレーカーを使用する作業など、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業を振動規制法では「特定建設作業」として、発生する振動、作業時間、作業禁止日等が規制されています。

なお、工業専用地域を除く全地域が規制対象であり、敷地の境界線にて75dBの規制基準が設けられています。

振動規制法に基づく特定建設作業届出数

	R2	R3	R4	R5	R6
くい打機等を使用する作業	5	3	8	6	1
鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	1	0	1	0	0
ブレーカーを使用する作業	14	27	44	31	44
合 計	20	30	53	37	45

ウ. 道路交通振動

自動車は道路を走行することで発生する振動がその限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動防止のための舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による最高速度の制限等の交通規制の措置をとるべきことを要請するものとされています。

本市では、自動車騒音の測定とあわせて道路交通振動の測定を実施しています。

道路交通振動の測定結果

道路名（測定地点）	測定年度	振動レベル（dB）	
		昼間	夜間
一般国道 4 号（備後東）	R6	38	34
一般国道 4 号（赤沼）		52	50
一般国道 16 号（新川）		42	38
春日部菖蒲線（栄町）		48	44
一般国道 4 号（八丁目）	R5	39	34
主要地方道春日部久喜線・さいたま春日部線（粕壁東）		38	34
主要地方道松伏春日部関宿線（芦橋）		41	35
市道藤塚米島線（藤塚）		43	37
一般国道 4 号（上柳）	R4	49	47
惣新田春日部線（小湊）		43	37
春日部松伏線（牛島）		38	30
野田岩槻線（大場）		39	32
一般国道 16 号（増富）	R3	54	52
さいたま春日部線（下蛭田）		39	33
さいたま春日部線（八丁目）		33	29
西宝珠花春日部線（八丁目）		39	32
さいたま春日部線（豊町）	R2	36	32
松伏春日部関宿線（米崎）		45	33
次木杉戸線（木崎）		36	32
西金野井春日部線（新川）		37	32

エ. 作業場等における振動規制

騒音と同様、廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所（面積 150 m²以上のもの）、自動車駐車場（20 台以上駐車できるもの）、トラックターミナルについて、埼玉県生活環境保全条例において、振動が規制されています。

《悪臭の防止》

①概要

悪臭とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。においを有する物質は数十万種類あると言われており、花や果実の芳香もあれば、糞尿のようないやなにおいもあります。また、一般的に「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられることもあります。さらに、においの感じ方には個人差や嗜好性、慣れによる影響もあり、同じにおいでも、いいにおいと感じる人もいればいやなにおいと感じる人もいるため、感覚公害の代表とされています。

主な発生源としては、工場や飲食店が挙げられ、機器の能力・メンテナンス不足であることが多く見受けられ、畜産業や施肥を行う農業に対する苦情も寄せられています。

なお、悪臭に関する環境基準は定められていません。

②悪臭に対する規制

ア. 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、工場・事業場から発生する悪臭について、敷地境界線、気体排出口、排水のそれぞれについて、特定悪臭物質による物質濃度規制と臭気指数による規制があります。物質濃度規制とは、工場・事業場から気体または水を媒体として環境に排出される悪臭の原因となる物質を特定悪臭物質として定め、各物質の濃度により規制します。臭気指数とは、人の嗅覚を利用してにおいの強さを総合的に評価するものであり、特定悪臭物質以外のにおいも規制の対象となります。

本市においては、特定悪臭物質による物質濃度規制を行っています。

イ. 埼玉県生活環境保全条例による規制

工場等から排出される悪臭原因物質が、悪臭防止法で定める特定悪臭物質以外であったり、複数の悪臭物質が混合した複合臭であったりするなど、法による規制が困難な工場等を指定悪臭工場等と定め、規制が定められています。

《地盤沈下の防止》

①概要

地盤沈下は、地震による地殻変動や、地下水の過剰な採取により地下水位が低下し、粘土層が収縮することなどが原因で生じます。また、一度沈下した地盤はほとんど元に戻らず、建物の損壊や浸水被害を引き起こす原因となります。

②地下水採取規制

埼玉県では、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的として、工業用水（製造業や電気供給業等に用いるもの）や建築物用水（冷房用設備や自動車の洗車設備等に用いるもの）については法律で、用途に限らず一定規模以上の設備を設置する場合は条例で、採水深度や採水量等が規制されています。

市内の地盤沈下量

単位：(mm)

	所在地	調査開始 年月日	R2	R3	R4	R5	R6	調査開始 からの 変動量	R7. 1. 1 の真高 (m)
1	谷原	H5. 1. 1	-6. 1	+5. 0	-5. 8	-18. 9	+5. 5	-296. 9	4. 7116
2	大場	S59. 1. 1	-4. 7	+6. 3	+0. 1	-3. 7	+7. 5	-153. 6	4. 2082
3	八丁目	S54. 1. 1	+0. 8	+3. 8	+0. 5	-5. 7	+5. 5	-367. 9	5. 3297
4	梅田三丁目	S46. 2. 1	+0. 2	+5. 7	-0. 6	-1. 7	+3. 4	-466. 1	6. 7919
5	道順川戸	S49. 1. 1	-0. 8	+7. 7	-1. 6	+0. 2	+0. 1	-215. 6	7. 2628
6	南栄町	S46. 2. 1	-2. 6	+8. 7	+0. 3	-3. 1	+3. 2	-374. 4	7. 0801
7	下蛭田	S46. 2. 1	-1. 0	+8. 2	-1. 3	+0. 2	-0. 4	-194. 3	7. 0710
8	備後東四丁	S46. 2. 1	-1. 1	+6. 5	-0. 9	-5. 3	+8. 3	-850. 6	5. 1494
9	粕壁東四丁	S46. 2. 1	-0. 6	+4. 5	-1. 2	-4. 0	+4. 7	-944. 3	6. 3433
10	備後東四丁	H16. 1. 1	-1. 0	+4. 5	-0. 1	-4. 5	+7. 6	-80. 8	5. 2679
11	備後東一丁	S46. 2. 1	-2. 8	+6. 4	-1. 7	-5. 2	+6. 0	-864. 5	6. 1005
12	豊野町三丁	H6. 1. 1	-0. 8	+1. 6	-2. 5	-5. 7	+5. 8	-239. 1	3. 6226
13	赤沼	H13. 1. 1	+0. 7	+4. 7	-1. 2	-3. 6	+7. 0	-74. 0	5. 1331
14	下大增新田	S64. 1. 1	-1. 7	+6. 9	-3. 1	-3. 4	+5. 7	-116. 3	4. 8373
15	小渕	S16. 1. 1	-1. 1	+4. 8	-2. 1	-1. 5	+4. 1	-66. 2	6. 7558
16	飯沼	S46. 2. 1	-4. 4	+7. 0	-5. 1	-5. 6	+10. 6	-322. 7	4. 8638
17	米島	S55. 1. 1	-1. 4	+7. 2	0. 0	-4. 1	+10. 5	-109. 9	5. 1651
18	米崎	H4. 1. 1	-2. 1	+6. 8	-0. 5	-4. 2	+9. 8	-76. 4	4. 9243
19	永沼	S46. 2. 1	-1. 9	+7. 8	-1. 1	-3. 5	+9. 4	-213. 5	5. 9397
20	上柳	H5. 1. 1	-0. 5	+6. 2	+0. 5	-6. 2	+7. 4	-81. 0	6. 1793
21	芦橋	S49. 1. 1	+1. 5	+4. 8	-3. 2	-2. 2	+2. 2	-459. 8	6. 5994
22	神間	S56. 1. 1	+1. 7	+5. 3	-0. 8	-6. 8	+7. 8	-173. 1	5. 6029
23	大衾	S59. 1. 1	-0. 2	+6. 9	-0. 1	-3. 3	+8. 7	-105. 1	11. 1451
24	内牧	H18. 1. 1	-2. 8	+9. 0	-2. 9	-2. 9	+2. 3	-57. 3	10. 2431

《土壌汚染の対策》

①概要

土壌が、工場で使用される有害な物質の不適切な扱いにより人為的に地下にしみ込んだり、もともと自然に存在する有害な物質により汚染されたりする状態を、土壌汚染といいます。

土壌汚染による人の健康被害を防止するため、「土壌汚染対策法」や「埼玉県生活環境保全条例」により、土壌汚染の状況の把握、拡散の防止措置がとられています。

②土壌汚染に対する規制

ア. 土壌汚染対策法

汚染された土壌に含まれる有害物質が溶け出した地下水を飲んだり、汚染された土壌を口や肌から直接摂取したりすることによる健康被害を防止するため、土壌汚染対策法では「特定有害物質」を定め、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（有害物質を製造・使用・処理する施設）を廃止する場合や、一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると認められる場合、土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合に、土壌の汚染状況の調査を求めています。

調査の結果（自主的な調査も含む）、汚染状態が基準を超えた場合は、人への健康被害の有無に応じて要措置区域や形質変更時要届出区域に指定されます。これらの区域に指定された場合、汚染の除去等の措置、区域内土壌の搬出規制などが定められています。

土壌汚染対策法に基づく届出件数

	R2	R3	R4	R5	R6
有害物質使用特定施設使用廃止の届出件数 （法第3条第1項）	0	1	0	0	0
法第3条第1項ただし書きの確認申請件数	0	1	0	0	0
形質変更の届出件数（法第4条第1項）	11	10	12	21	18
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（法第12条第1項）	0	2	0	2	0
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（法第12条第2項）	0	0	0	0	0

土壌汚染対策法に基づく指定区域（令和6年度末）

要措置区域	0
形質変更時要届出区域	3

イ. 埼玉県生活環境保全条例

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置していた事業所に関わらず、有害物質を取り扱っていた事業所を特定有害物質取扱事業所として定め、廃止時における土壌や地下水の汚染状況の調査・報告を規定しています。

また、3,000 m²以上の土地を改変しようとする場合、特定有害物質取扱事業所の設置状況について土地の地歴調査・報告を規定しており、調査の結果、汚染のおそれがある場合は、汚染の拡散を防止する措置をとるよう定めています。

埼玉県生活環境保全条例に基づく届出件数

	R2	R3	R4	R5	R6
特定有害物質使用特定施設使用廃止の届出件数 (条例第 79 条第 1 項)	1	1	0	1	2
形質変更の届出件数 (条例第 80 条第 1 項)	8	10	13	21	18

《公害苦情》

①概要

環境基本法において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることと定義されています。

②公害苦情の申立件数

近年では年間 100 件前後の苦情が寄せられている状況です。例年、大気汚染（野焼き関係）、騒音（工場・事業所、建設作業関係）による相談が多く寄せられています。

公害苦情件数

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
大気汚染	43	55	61	66	48	61	40	41	34	31
水質汚濁	5	7	5	4	2	2	2	5	14	5
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	39	53	42	51	37	41	20	36	28	23
振動	2	5	3	5	3	6	3	3	3	5
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	10	19	13	8	7	8	5	5	13	4
その他	11	6	4	4	2	0	5	2	3	5
合計	118	75	92	95	99	118	75	92	95	73

③公害苦情の処理状況

各苦情申立ての処理状況としては、ほとんどの苦情が受理年度内に解決しています。

公害苦情処理状況

年度	受理件数		処理件数					処理状況 (%)
	新規受理	前年度からの繰越	直接処理 (解決)	他へ移送	翌年度へ繰越	その他	合 計	
H27	123	－	122	－	－	1	123	99.2
H28	110	1	111	－	0	－	111	100.0
H29	145	1	143	0	3	0	146	97.9
H30	128	3	130	0	1	0	131	99.2
R 元	99	8	102	0	5	0	107	95.3

R2	118	3	120	0	1	0	121	99.2
R3	75	1	75	0	1	0	76	98.7
R4	92	1	92	0	1	0	93	98.9
R5	95	1	95	0	1	0	96	99.0
R6	73	1	73	0	1	0	74	99.0

(2) 犬の登録・狂犬病予防

「狂犬病予防法」に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の促進をするとともに、適正な飼育管理をするよう飼い主への啓発活動を行っています。

また、飼い主の登録率・予防注射接種率の向上、飼い主のマナー向上を図ることを目的としたわんわん住民票の交付を実施しております。

登録件数・狂犬病予防注射済票交付件数・わんわん住民票交付件数

	登録件数	狂犬病予防注射済票交付件数	わんわん住民票交付件数
R2	11,058 件	8,069 件	319 件
R3	10,910 件	7,679 件	216 件
R4	10,570 件	8,128 件	389 件
R5	10,431 件	7,828 件	335 件
R6	10,538 件	7,891 件	334 件

その他の環境衛生

①消毒等に関すること

要望に応じて、住宅の床下浸水時に床下消毒を行っています。また、要望や必要に応じて、道路側溝などから発生する不快害虫対策として薬剤の散布を行っています。

②公衆便所の維持・管理

駅前等にある市内6か所の公衆便所の維持・管理を行っています。

③墓地等に関すること

「墓地、埋葬等に関する法律施行条例」により、墓地等の経営者・設置場所及び施設の基準その他必要な事項を定め、墓地等の経営許可等を行っています。

④専用水道等に関すること

専用水道の布設工事をする場合において、施設基準に適合しているか確認しております。また、専用水道や簡易専用水道の適正管理について、啓発しています。

2. 化学物質の監視

2-1. 化学物質による環境リスクへの対応

(1) PCB 廃棄物の保管・処理

市が保有するP C B含有機器等は、法令に基づく期限内に適正かつ確実に処理するため、「春日部市P C B含有機器等処理方針」を定め対応しています。

高濃度P C B は令和3年度に、低濃度P C B は令和6・7年度に専門機関へ処理を委託し、適正な処理を終えています。

2-2. 化学物質の情報共有・相互理解の推進

(1) 環境コミュニケーション

環境コミュニケーションとは、事業者が事業活動にて扱っている化学物質の用途や管理方法、環境に配慮した工場設備や取り組みを自らが説明し、市民・事業者・行政で情報を共有、意見交換を行う活動です。実施することで、市民の企業に対する不安解消や企業の従業員の環境意識の向上などが期待できます。

市では、環境コミュニケーション事業を推進している埼玉県と協力し、啓発に取り組んでいます。

2-3. 化学物質等の監視

(1) 放射線の対策

①概要

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線の影響について、本市における空間放射線量の状況を把握するため、同年8月から空間放射線量を測定しています。

また、同年11月には「春日部市における周辺より放射線量の比較的高い箇所への当面の対応方針」を定め、市民が多く集まると考えられる公共施設や公園等について詳細測定、局所的に値が高かった場所に関しては低減化作業を実施しました。

②空間放射線量等の測定

ア. 空間放射線量の定点測定

市の施設では、詳細測定および低減化作業を終了し、国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルトを下回っていますが、市内の放射線量の把握・監視を行うため、市役所、庄和総合支所、ゆっく武里、大風公園の4地点を定点として、四半期に1回空間放射線量の測定を継続しています。国の除染基準値である0.23マイクロシーベルト毎時を大きく下回っていることに加え、原子力規制委員会によるモニタリングポストによる常時監視体制が整備されたことを踏まえ、令和6年3月の公表をもって定期的な定点測定を終了しました。

<定点における空間放射線量の測定結果>

市役所本庁舎（中央6-2）

（単位：マイクロシーベルト／時）

	地上 5cm	地上 50cm	地上 1m
令和元年度 平均値	0.052 (0.064)	0.055 (0.060)	0.055 (0.058)
令和2年度 平均値	0.049 (0.052)	0.049 (0.053)	0.049 (0.053)
令和3年度 平均値	0.046 (0.049)	0.048 (0.051)	0.049 (0.050)
令和4年度 平均値	0.047 (0.049)	0.047 (0.051)	0.047 (0.050)
令和5年度 平均値	0.051 (0.055)	0.048 (0.058)	0.048 (0.058)

※括弧内は最大値

ゆっく武里（大枝89 武里団地7-4）

（単位：マイクロシーベルト／時）

	地上 5cm	地上 50cm	地上 1m
令和元年度 平均値	0.068 (0.070)	0.063 (0.065)	0.062 (0.065)
令和2年度 平均値	0.067 (0.073)	0.063 (0.065)	0.058 (0.060)
令和3年度 平均値	0.064 (0.071)	0.060 (0.064)	0.063 (0.075)
令和4年度 平均値	0.071 (0.079)	0.063 (0.064)	0.058 (0.068)
令和5年度 平均値	0.067 (0.071)	0.061 (0.065)	0.059 (0.062)

※括弧内は最大値

庄和総合支所（金崎839-1）

（単位：マイクロシーベルト／時）

	地上 5cm	地上 50cm	地上 1m
令和元年度 平均値	0.056 (0.059)	0.058 (0.060)	0.056 (0.060)
令和2年度 平均値	0.058 (0.061)	0.053 (0.055)	0.057 (0.059)
令和3年度 平均値	0.053 (0.057)	0.058 (0.064)	0.058 (0.060)
令和4年度 平均値	0.054 (0.059)	0.056 (0.061)	0.054 (0.058)
令和5年度 平均値	0.051 (0.053)	0.055 (0.057)	0.055 (0.060)

※括弧内は最大値

大風公園（西宝珠花637）

（単位：マイクロシーベルト／時）

	地上 5cm	地上 50cm	地上 1m
令和元年度 平均値	0.082 (0.084)	0.080 (0.086)	0.080 (0.082)
令和2年度 平均値	0.079 (0.083)	0.075 (0.081)	0.071 (0.076)
令和3年度 平均値	0.073 (0.075)	0.075 (0.079)	0.077 (0.082)
令和4年度 平均値	0.077 (0.080)	0.074 (0.080)	0.074 (0.082)
令和5年度 平均値	0.079 (0.084)	0.078 (0.084)	0.071 (0.076)

※括弧内は最大値

イ. 自然環境中の放射性物質の測定

自然環境中に拡散した放射性物質の状況を調査するため、河川水（2河川）、地下水（1地点）、土壌（2地点）の放射性物質を測定していましたが、河川水および地下水では、放射性物質は検出されず、土壌においては、近隣自治体の測定結果と比較しても問題の無い状態であるため、平成29年度をもって調査は終了しました。

ウ. 学校給食等の放射性物質の測定

埼玉県が設置した放射能測定器を利用して、学校、保育所の給食で使用する食材の放射性物質検査を実施していましたが、過去10年間実施した検査において放射性物質は検出されませんでした。

また、国は、市場に流通する食品について、食品衛生法で定められた食品中の放射性物質の基準値を超える農産物等が流通することのないよう、安全性を確認しているため、令和3年度をもって調査は終了しました。

エ. 水道水の放射性物質の測定

市、および埼玉県企業局では、放射性物質検査を継続して実施しています。これまで市内での水道水で放射性物質は検出されていません。

オ. 一般廃棄物処理施設で発生した焼却灰等の放射性物質の測定

市が管理する一般廃棄物処理施設では、下記のとおり放射性物質の測定を実施しています。

豊野環境衛生センター（ごみ焼却施設）	：焼却灰（主灰・飛灰）、放流水
汚泥再生処理センター（し尿処理施設）	：し尿汚泥
クリーンセンター（不燃・粗大ごみ処理施設）	：不燃ごみ残渣
最終処分場（埋立が完了している最終処分場）	：放流水

2-4. 石綿対策の推進

（1）アスベストの飛散防止対策

市が管理する公共施設は、平成 17 年度から平成 20 年度に吹き付けアスベストの使用状況の調査を実施し、市役所本庁舎・旧市立病院健診センター・旧沼端小学校・市立小学校 7 校・市立中学校 5 校でアスベストの使用が確認されました。現在、すべての施設で除去工事が完了しています。

事業者が建築物や工作物の解体などに伴う特定粉じんの飛散・排出を規制するため、大気汚染防止法で定める特定粉じん排出等作業を実施する場合は、届出・作業基準の順守などの義務があります。また、国や県が作成したマニュアルやガイドラインに沿って適正な手続きがなされるよう指導を行っています。

第2節 「住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現」

1. 身近な自然環境の保全

1-1. 緑地と水辺環境の保全

(1) 公園・緑地等の整備状況

市のすべての緑地は約 2,463ha で、市の総面積に対する割合は約 37%です。その内訳は地域制緑地が約 2,202ha で、全緑地面積の 9 割近くを占め、残り 1 割が、都市公園、公共施設等の施設緑地で、約 287ha となっています。

施設緑地としては、運動広場、ちびっ子広場、遊水池広場等の公共施設緑地がもっとも多く約 165ha、都市公園が約 99ha 等となっています。

旧計画策定時と現在の緑地現況量

単位：ha

		旧計画策定時 2011 年（平成 23 年）3 月	現在 2018 年（平成 30 年）4 月	差
施設緑地	都市公園	90.6	99.4	8.8
	公共施設緑地	161.3	164.9	3.6
	民間施設緑地	22.6	22.5	△0.1
	施設緑地 合計	274.5	286.8	12.3
地域性緑地	法によるもの	2,206.4	2,191.0	△15.4
	条例等によるもの	15.0	20.1	5.1
	（地域制緑地間の重複）	3.6	8.9	—
	地域制緑地の合計	2,217.8	2,202.1	△15.7
（施設・地域制緑地間の重複）		23.7	26.1	—
緑地現況量 （合計）		2,468.6	2,462.8	△5.8

（平成 31 年 3 月 春日部市 緑の基本計画より）

公園は、観光やレクリエーションの場になるとともに、子供からお年寄りまで多数の市民が集まり、活動を広げる交流の場となるだけでなく、災害時の避難場所としての機能も担っています。

市における都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、都市緑地、緑道等）の整備状況は、約 102.9ha（令和 6 年度末）となっています。

(2) あき地の雑草駆除

安全で衛生的な地域環境づくりのため、雑草の繁茂など管理が行き届かないあき地の所有者等に対して適正管理を指導・助言しています。

また、所有者等が自らあき地の雑草を除去できないときは、申出により業者のあっせんや、有償による雑草除去の委託制度があります。令和6年度の指導件数は101件です。

雑草の指導状況の推移

	指導件数
R2	149 件
R3	142 件
R4	101 件
R5	103 件
R6	101 件

1-2. 良好な景観の形成

(1) 景観条例・景観計画

市では平成5年4月に春日部市都市景観条例（平成24年廃止）を施行し、良好な都市景観の形成に取り組んできました。その後、平成16年の景観法制定、平成17年10月の春日部市・庄和町の合併による市域拡大などに合わせて、景観施策を抜本的に見直しました。

この見直しにより、平成24年度に景観法に基づく「春日部市景観計画」を策定し、これを運用する「春日部市景観条例」を制定しました。計画では、大規模な建築物や工作物の建設、開発行為及び物件のたい積など一定規模以上の届出対象行為や、春日部市に共通する景観形成基準を定め、条例では、届出の事前協議について定めています。対象となる行為は、それぞれ着手する30日前までに届け出が必要です。また、その届出の30日前までに事前協議の申し出が必要です。

(2) 屋外広告物について

市では、平成14年4月1日から埼玉県屋外広告物条例の規定に基づき、屋外広告物設置の許可と指導を行ってきましたが、平成27年4月1からは春日部市屋外広告物条例を制定し、許可と指導を行っています。

条例では、良好な景観の形成と風致の維持、または公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物に係る規制や維持管理などを定めており、維持管理が不適切な場合や掲出の許可内容と異なる掲出を行った場合などは、表示者、設置者、管理者に対し、指導や是正勧告を行うことがあります。さらに、是正勧告に応じない場合には、罰金などの罰則が適用される場合があります。

また、広告の表示内容から判断して、広告主と思われる人、あるいは場所を貸していると思われる人に、問い合わせや注意を促すことがあります。

なお、令和4年4月1日から、春日部市屋外広告物条例及び春日部市屋外広告物条例施行規則が改正され、屋外広告物の点検が義務となりました。適正な管理と安全性の向上を図るため、許可が必要な広告物や掲出物件のうち上端の高さが地上から4mを超えるものである場合には、有資格者による点検が義務づけられています。

2. 自然の活用推進

2-1. 開発等と自然との関係調整

(1) 開発事業等に伴う緑化について

市では、緑の保全と緑化の推進に関する条例第 28 条に基づき、開発事業等に伴う緑化計画の協議を行っています。

500 平方メートル以上の開発事業などを行う場合には、あらかじめ緑化計画の協議が必要です。

宅地の造成のほか建築物または工作物の建築を目的とする土地の区画形質を変更する開発事業等で、面積が 500 平方メートル以上のものです。ただし、次の場合は除きます。

- ・主たる目的が自己の居住の用に供する住宅である建築物を建築する場合
- ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による届出を要する場合

2-2. 農地の維持・保全、都市農業の活性化

(1) 農地の保全

緑豊かな農地を保全していくため、農地、農道、用排水路などの農業生産基盤の整備を進めています。また、多面的機能支払交付金を活用し、地下水のかん養や洪水調節機能など多面的な機能を有する農地及び農村環境の維持向上のための地域住民主体の活動を推進しています。



(2) 農作物の地産地消

生産地と消費地とが近接しているという利点を生かして農地等の役割や食と農に関する理解を深めるため、田植え・稲刈り体験への協力や、観光農園などの野菜・果物の収穫体験の情報発信を行っています。また、毎年 11 月に農業祭を開催するとともに、春日部産の米や野菜等を活用した料理教室や市役所敷地内で地元農産物直売会や PR イベント等を開催し、都市農業の活性化を図っています。

田植え体験写真



料理教室写真



3. 生物多様性の保全

3-1. 生物多様性の保全の取組

(1) みんなで取り組む生き物さがし

①概要

「みんなで取り組む生き物さがし」とは、市民が直接自然に触れ生物を観察することで、身近な環境への興味や関心を深め、市に生息する生き物についての正しい理解に役立てること、長期的な調査によって、市内の環境変化を知ることが目的として、平成30年度より「みんなで取り組む生き物調査プロジェクト」として開始し、令和2年度から現在の名称へ変更となりました。

調査対象は、森林・湿地・草原など様々な場所に生息し、適した環境がある場所へ移動する「チョウ」、「トンボ」、「セミ」、「その他（季節の変化を感じた動植物など）」としました。

令和6年度は調査員登録の受付を随時行い、調査報告は原則1ヵ月ごとに提出するものとして期間を設けず実施しました。これから報告する内容は、令和5年度の調査終了日（令和5年12月28日）から令和6年12月27日までの結果です。

②実績

調査対象の生き物	報告件数
チョウ	4 個体

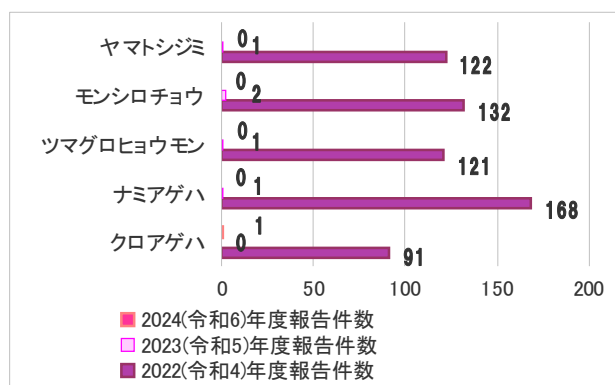
令和6年度の調査では7個体、生き物発見報告をいただきました。

トンボ	0 個体
セミ	0 個体
その他	3 個体
合計	7 個体

調査対象の生き物別報告件数については、個体そのものを発見できなかった報告については集計に含めないものとします。

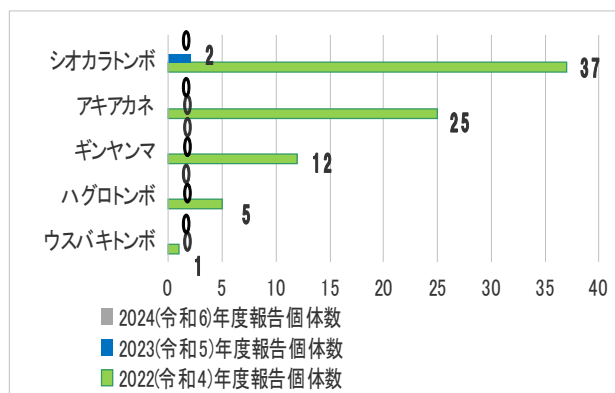
【チョウ】

今年度報告いただいた「チョウ」は全部で4種となりました。



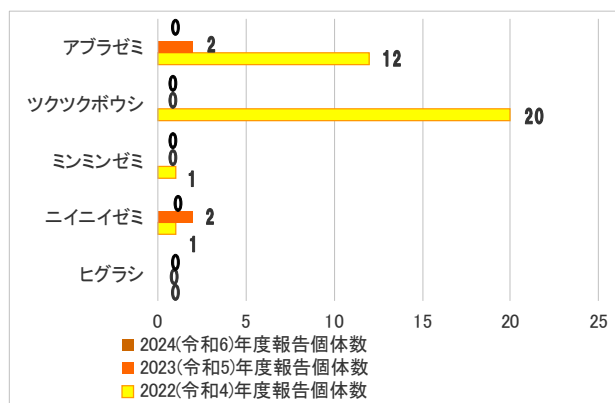
【トンボ】

今年度は「トンボ」の発見報告はありませんでした。



【セミ】

今年度は「セミ」の発見報告はありませんでした。



(2) いきものキッズ探検隊

①概要

地球上に存在する様々な生き物と共存するためには、自身を取り巻く環境に生息する身近な生き物について、その現状や課題を正しく知ることが重要です。そこで、主に子ども達を対象として生き物に触れる機会を創出し、環境の豊かさ、生物が互いに繋がって生息している仕組みのこと、実体験を通して学ぶことを目的としたイベントを開催しました。令和6年度に実施したイベントの状況

内容	写真
北本自然観察公園での自然散策及び 工作体験 日時：9/7 9：00～15：00 参加者：児童 16 人、保護者 10 人	 

(3) 外来生物

①概要

外来生物とは、もともと生息していなかった地域に、ほかの地域から人為的に持ち込まれた生物のことを指します。外来生物が自然繁殖により数が増加すると、もともとの生態系や私たちの生活に大きな影響を及ぼしてしまいます。

このような外来生物の中で、海外起源であり、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす又は被害を及ぼす恐れがある生物は、特定外来生物として指定され、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入が原則として禁止されています。

②アライグマ対策

本市では、特定外来生物であるアライグマについては、平成 19 年度より「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づく防除対策を実施し、家屋侵入による被害や農作物の食害などの拡大防止に取り組み、令和 6 年度は 188 頭捕獲しました。

アライグマの捕獲頭数

	市内捕獲頭数	県内捕獲頭数
R2	122 頭	8,080 頭
R3	119 頭	9,143 頭
R4	121 頭	10,515 頭
R5	183 頭	11,790 頭
R6	188 頭	13,201 頭

③その他の外来生物

近年さまざまな外来生物による生態系や生活環境への影響が懸念されていることから、国や県の動向を注視しつつ、対策を検討していきます。

市内では、その他の特定外来生物に、カミツキガメ、ウシガエル、セアカゴケグモ、オオキンケイギク、アレチウリが確認されています。

また、特定外来生物に指定されておりませんが、ハクビシンやアメリカオニアザミ等の外来生物の相談が多数寄せられております。

外来生物について、今後も状況把握に努めるとともに、市民に対して、外来生物問題について情報を発信していく必要があります。

第3節 「考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現」

1. ごみの減量化・持続可能な資源利用の推進

1-1. ごみの発生の抑制

本市では、平成21年4月1日に環境都市を宣言し、「自然と人とが共生し、未来になが環境をみんなで育てまもるまち」の実現を目指しています。豊かな環境を子孫に引き継ぐためには、改めて大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会の在り方を見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」への転換をさらに進めていく必要があります。

循環型社会の構築では、ごみの3R（リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]、リサイクル[再生利用]）を進めていくことが必要です。本市の3R推進には、市民一人ひとりが、現代の便利で快適さがあたりまえのライフスタイルを見直し、ごみを減らし資源の有効活用を進めていく循環型社会が「あたりまえ」と思える生活に変えていくことが必要です。また、発生したごみは安全かつ適正に処分し、環境への負荷の低減を図るとともに、ごみ処理経費の削減に努めることも重要となります。

ごみ総排出量は、令和6年度は72,487tであり、年々減少傾向にあります。発生源別に見ると、家庭系ごみは全体のおよそ69%、事業系ごみは全体のおよそ29%となっています。また、ごみ種別に見ると、可燃ごみが最も多く、全体の約84%を占めています。

ごみ総排出量等の実績（単位：t/年）

年度		R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量		79,964	78,309	77,593	73,068	72,487
発 生 源 別	排出量	77,181	75,615	74,987	70,686	70,510
	家庭系ごみ	56,628	54,810	53,589	50,291	49,722
	事業系ごみ	20,553	20,805	21,398	20,395	20,788
	集団資源回収	2,783	2,694	2,606	2,382	1,977
ご み 種 別	可燃ごみ	65,456	64,104	63,530	60,742	60,805
	不燃ごみ	3,045	2,532	2,312	2,051	1,953
	粗大ごみ	1,543	1,509	1,459	1,307	1,401
	有害物	82	156	162	141	159
	資源物	7,055	7,314	7,524	6,445	6,192
	集団資源回収	2,783	2,694	2,606	2,382	1,977

お詫び：R5実績値に誤りがあったため訂正しています

① 家庭系ごみ

家庭系ごみの排出量は、令和6年度は49,722 tでした。年々減少傾向にある中、令和2年度はコロナ禍の影響を受けて排出量が増加しましたが、令和3年度以降は再び減少に転じています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系ごみ排出量	56,628	54,810	53,589	50,291	49,722
可燃ごみ	46,115	44,752	43,684	41,704	41,083
不燃ごみ	2,801	2,335	2,131	1,904	1,818
粗大ごみ	1,509	1,478	1,432	1,273	1,368
有害物	82	156	162	141	159
資源物	6,121	6,089	6,180	5,269	5,294

お詫び：R5実績値に誤りがあったため訂正しています

② 事業系ごみ

事業系ごみの排出量は、令和6年度は20,788 tでした。中長期的にみると減少傾向にありますが、令和元年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
事業系ごみ排出量	20,553	20,805	21,398	20,395	20,788
可燃ごみ	19,341	19,352	19,846	19,038	19,722
不燃ごみ	244	197	181	147	135
粗大ごみ	34	31	27	34	33
資源物	934	1,225	1,344	1,034	898

お詫び：R5実績値に誤りがあったため訂正しています

③ 資源化率

資源化率は、令和6年度は20.7%でした。

ほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年度に減少しています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
資源化量	17,314	17,092	17,015	15,749	14,998
(資源化率※1)	21.7	21.8	21.9	21.5	20.7
直接資源化量※2	3,246	3,246	3,172	2,932	2,908
再生利用量※3	11,152	11,152	11,237	10,384	10,113
集団資源回収量	2,694	2,694	2,606	2,382	1,977

※1 資源化率：資源化量／ごみ総排出量

※2 直接資源化量：中間処理施設を経ずに資源化された量

※3 再生利用量：中間処理施設で選別等の処理を経て資源化された量

お詫び：R5実績値に誤りがあったため訂正しています

④ 最終処分量

令和6年度の最終処分量は、3,096 tであり、平成29年度以降ほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年度以降減少しています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	3,279	3,168	3,103	2,917	3,096
(最終処分率※)	4.1	4.0	3.9	3.9	4.2
焼却残渣	2,560	2,299	2,328	2,296	2,566
不燃残渣等	1,025	869	775	621	530

※ 最終処分率＝（最終処分量）÷（排出量）

お詫び：R5実績値に誤りがあったため訂正しています

⑤ごみの減量化・資源化を促進する取り組み

ア. ごみの分別収集

平成19年10月1日より旧春日部地域と旧庄和地域のごみ袋、排出方法、分別区分等の統合を図っています。

分別区分および排出方法

種類別		分別区分		排 出 方 法
可燃		可燃ごみ		透明又は白色半透明の袋
不燃		不燃ごみ	不燃ごみ 小型家電	透明又は白色半透明の袋 袋に入れずそのまま
資 源	資 源 物	びん・かん・ ペットボトル	びん・ペットボトル	指定コンテナ（集積所に配布） ※キャップとラベルを取り外し水ですすぎ軽 くつぶして排出
			かん	指定コンテナ（集積所に配布）
		紙・布	新聞紙・チラシ	紐で十文字に縛る
			雑誌	紐で十文字に縛る
			段ボール	紐で十文字に縛る
			雑紙	紐で十文字に縛る又は、紙袋に入れる
			紙パック	紐で十文字に縛る
			古繊維類	透明又は白色半透明の袋
他	有害・危険 ごみ	乾電池	赤色コンテナ （集積所に配布） ※スプレー缶は、穴を開けないで中身がある場 合は「中身有」表示し排出	
		水銀体温計		
		蛍光灯		
	危険ごみ	カセット式ガスボ ンベ・スプレー缶 使い捨てライタ ー・リチウムイオン 電池製品		
粗大		粗大ごみ （一辺が 50cm を超え、2m 未満のもの）		戸別収集（有料）点数制 施設直接搬入（有料）従量制

イ. 減量化・資源化活動の支援

集団資源回収活動に奨励金を交付し、ごみの減量化・資源化の促進を図っています。

ウ. 廃棄物減量等推進員の活用

不法投棄の市への通報など、市と地域のパイプ役としての活動を目的として、各地区・自治会長からの推薦を受けた方に対し「クリーンかすかべ推進員」の委嘱を行っています。

エ. ゴミニケーションカレンダー

家庭系ごみの収集日程、ごみの分別方法を記載した「ゴミニケーションカレンダー」を作成し、ごみの減量化・資源化の促進、適正排出を呼びかけています。

(1) 食品ロス

①発生状況

日本では、令和5年度に約464万トンの食品ロスが発生したと推計されています。これは、1人1日おにぎり約1個分のご飯の量に相当します。近い将来の食糧不足、食糧危機が予測される中、早急に解決すべき課題です。

大まかな内訳では食品メーカー、小売店などからの食品ロスが約231万トン、家庭からの食品ロスが約233万トンでした。

②市の取り組み

市は親子エコクッキング教室や堆肥づくり講習会を開催し、体験型の啓発活動を行っています。

また、埼玉県と協力して、食品ロスや食品廃棄物を減らす取り組みをする彩の国エコぐるめ協力店を募集しています。彩の国エコぐるめ協力店に登録したお店には登録証が県から贈呈され、お店の写真や取り組みが県のホームページで紹介されます。

1-2. 水の循環利用の推進

(1) 節水

一般的な蛇口では、1分間、流しっぱなしにすると12リットルの水が流れ出ます。水資源は、有限で貴重なものです。水を大切に暮らすを実践しましょう。

- 歯磨きをするときはコップに水をくみましょう
- 洗濯は、まとめ洗いをしたり、衣類の状況によって洗濯機のコースを使い分けたりしましょう
- 風呂の残り湯を活用しましょう
- 洗車はバケツで行いましょう
- 洗面、炊事には水の出を調整しましょう
- シャワーはこまめに止めましょう

2. 不法投棄の防止・環境美化活動の推進

2-1. 不法投棄防止の推進

みだりにごみを捨てると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反で、5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、その両方、または他の法令により罰せられる場合もあります。

2－2．環境美化活動の推進

自治会や各種団体が実施する自主的な清掃活動の後方支援を行い、地域を中心とした環境美化活動を促進します。

2－3．路上喫煙防止の推進

市は平成 25 年 10 月 1 日から、「春日部市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しています。路上喫煙を防止することにより、喫煙マナーおよび環境美化意識の向上を図るとともに、路上喫煙による身体、および財産への被害を防止し、もって安全で清潔かつ快適な生活環境を確保することを目的としています。

路上喫煙禁止区域となっている春日部駅周辺では、市と協力団体が合同で路上喫煙防止キャンペーンを実施し、まちの美化に取り組んでいます。

3．ごみの適正処理の推進

3－1．適正処理の確保

市は平成 31 年 3 月に「春日部市一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、更なるごみの減量化・資源化、適正な処理を推進し、循環型社会の更なる構築を進めています。

3－2．災害廃棄物の適正処理

大規模な災害時の災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図るため、令和 7 年 3 月に「春日部市災害廃棄物処理計画」を改定しました。

第4節 「便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、低炭素なまちの実現」

1. エネルギーの管理と高効率設備の導入による省エネルギーの推進

1-1. 省エネルギーの推進

(1) 省エネルギーの取組



エコライフDAY

エコライフDAYは、チェックシートをみながら1日、省エネ・省資源など環境に配慮した生活をするすることで、地球温暖化防止のため、ライフスタイルを見直すきっかけづくりになるものです。

埼玉県が実施するエコライフDAYに本市でも取り組んでいます。

エコライフDAYチェックシートの例 (小学校低学年向け)

(2) 普及啓発

①緑のカーテン

家の外壁に日光が当たると熱が蓄えられ、室内の温度が下がりにくくなります。緑のカーテンは直射日光を和らげるとともに、植物の葉から水分が蒸散されることで周囲の熱を奪い、周囲の温度を下げてくれます。さらに、植物の光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収するので、省エネ・節電とともに、地球温暖化の防止も期待できます。

市では、公共施設で緑のカーテンを育てるとともに、希望する市民の皆様にごーヤ・アサガオの種の配布を行いました。



緑のカーテンの効果

(3) 春日部市電力の調達に係る環境配慮方針

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所における事故の発生に伴い、平成 24 年から電気料金が値上げされたことに対して、本市では電力費用の節減を目的に、新電力（PPS）との契約の可能性について検討を始めました。契約をするにあたって、電力の契約に関する契約方針として、環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律）に基づく基本的な考え方をまとめ、「春日部市電力の調達に係る環境配慮方針」を策定しました。この方針は、電力の調達契約における競争入札の実施に際し、電気料金だけでなく、環境への影響も評価項目とし、経済性と環境への配慮の両立を図ることを目的としています。

このような取組と今後の継続・発展への期待が評価され、環境に配慮した製品やサービスを環境負荷低減に努める事業者から優先的に購入する「グリーン購入」の普及・拡大に取り組む団体を表彰する制度である「グリーン購入大賞」において、本市は平成 27 年度に優秀賞を受賞しました。

当市では、環境配慮指針に基づく電力の調達を平成 25 年度から開始し、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末日時点）には契約電力が原則 50kW 以上の高圧電力施設全 88 施設に対し、指定管理施設を含めた 88 施設（100%）で導入しました。

また、春日部市役所外 1 2 施設の電力調達について令和 3 年度の入札条件に再生可能エネルギー100%を追加したことにより令和 4 年度から対象施設全 1 3 施設に再生可能エネルギー100%の電力導入をしました。

令和 4 年度下半期においては、エネルギー価格の高騰により電気料金の値上げが行われ市民の生活や電力会社に大きな負担となりました。その負担を軽減するため、政府による激変緩和対策が行われました。

令和 5 年度においては、春日部市役所外 1 2 施設は国際航業株式会社と契約を行い、それ以外の施設は、東京電力エナジーパートナー株式会社と契約をしました。

令和 6 年度においても引き続き春日部市役所外 1 2 施設にて国際航業株式会社と再生可能エネルギー100%電力での契約を行いました。

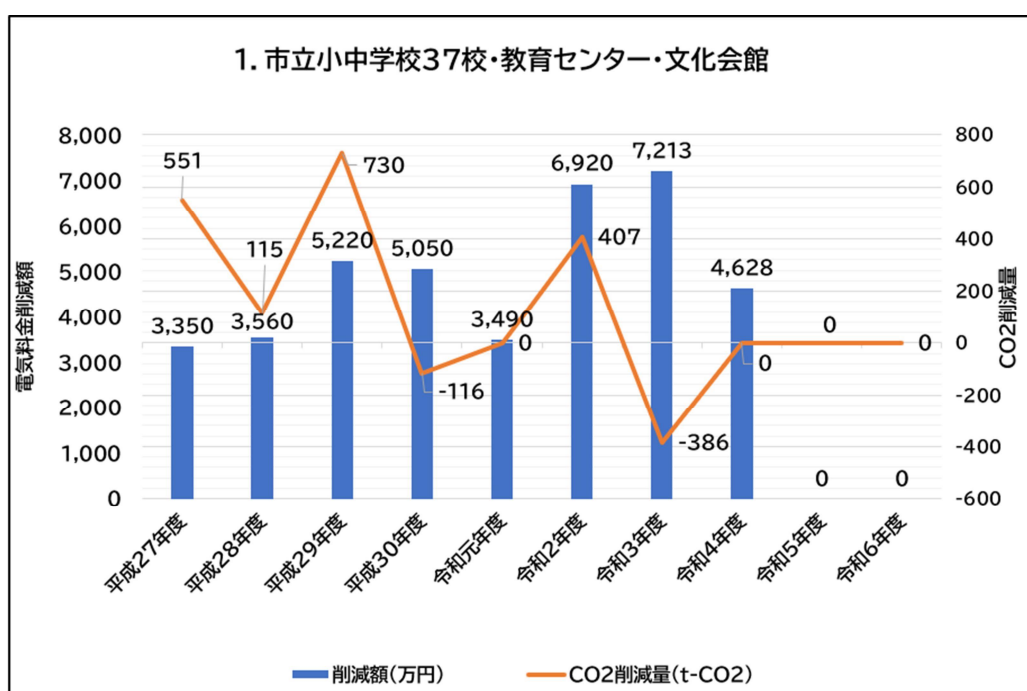
各年度の導入効果

(※1 東京電力と契約した場合との比較)

(※2 二酸化炭素排出量は、電気事業者別排出係数の実排出係数を用いて算出)

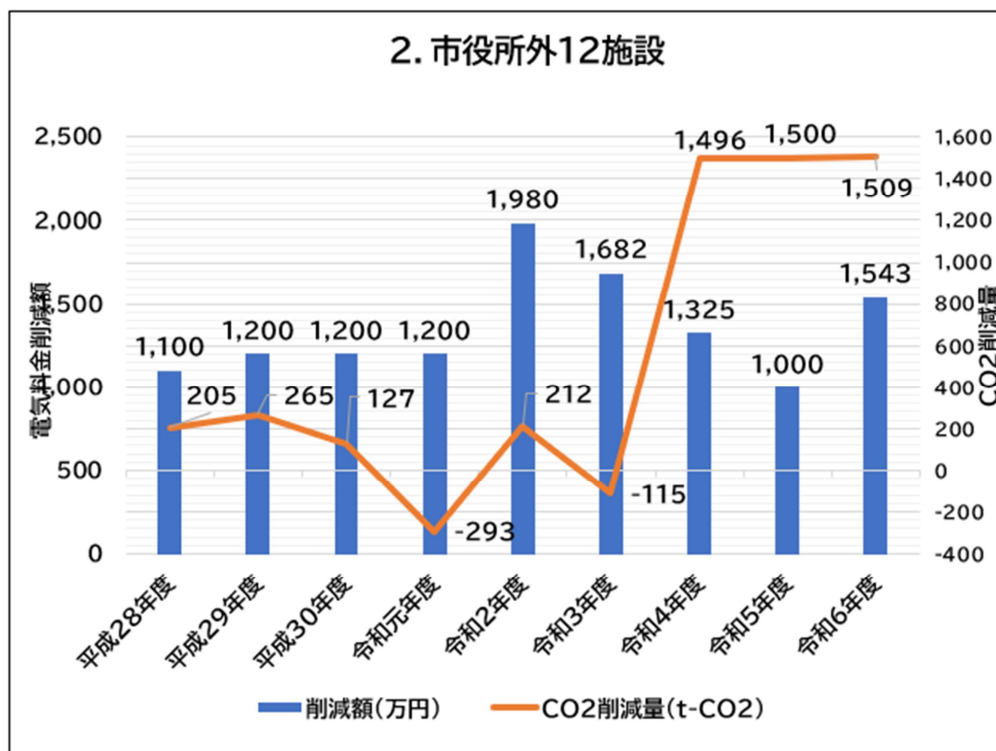
1. 市立小中学校 37 校・教育センター・文化会館

契約年度	契約期間	削減額※1	二酸化炭素削減量 (削減量が増の場合は「－」表記しています。) ※1、※2
平成 27 年度	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	【H27】 約 3,350 万円	約 551 t-CO2
平成 28 年度	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日 日	【H28】 約 3,560 万円	約 115 t-CO2
		【H29】 約 5,220 万円	約 730 t-CO2
		【H30】 約 5,050 万円	約 -116 t-CO2
令和元年度	平成 31 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	約 3,490 万円	±0 t-CO2
令和 2 年度	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日	約 6,920 万円	約 407 t-CO2
令和 3 年度	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 4 年 3 月 31 日	約 7,213 万円	約 -386 t-CO2
令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	約 4,628 万円	±0 t-CO2
令和 5 年度	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日	0 円	±0 t-CO2
令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	0 円	±0 t-CO2



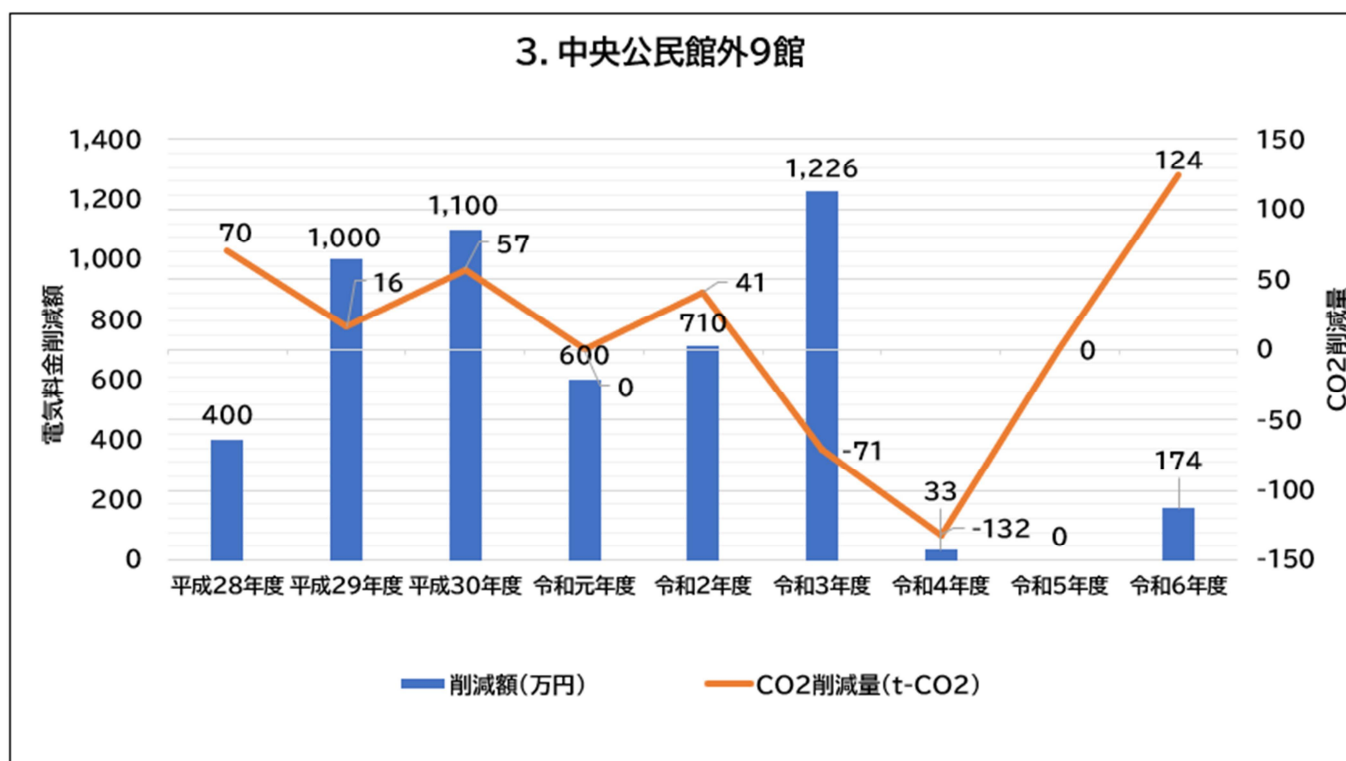
2. 市役所外 12 施設

契約年度	契約期間	削減額※1	二酸化炭素削減量 (削減量が増の場合は「-」表記しています。) ※1、※2
平成 28 年度	平成 28 年 7 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日	【H28】 約 1,100 万円	約 205 t-CO2
		【H29】 約 1,200 万円	約 265 t-CO2
平成 30 年度	平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	約 1,200 万円	約 127 t-CO2
令和元年度	平成 31 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	約 1,200 万円	約 -293 t-CO2
令和 2 年度	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日	約 1,980 万円	約 212 t-CO2
令和 3 年度	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 4 年 3 月 31 日	約 1,682 万円	約 -115 t-CO2
令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	約 1,325 万円	約 1,496 t-CO2
令和 5 年度	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日	約 1,000 万円	約 1,500 t-CO2
令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	約 1,543 万円	約 1,509 t-CO2



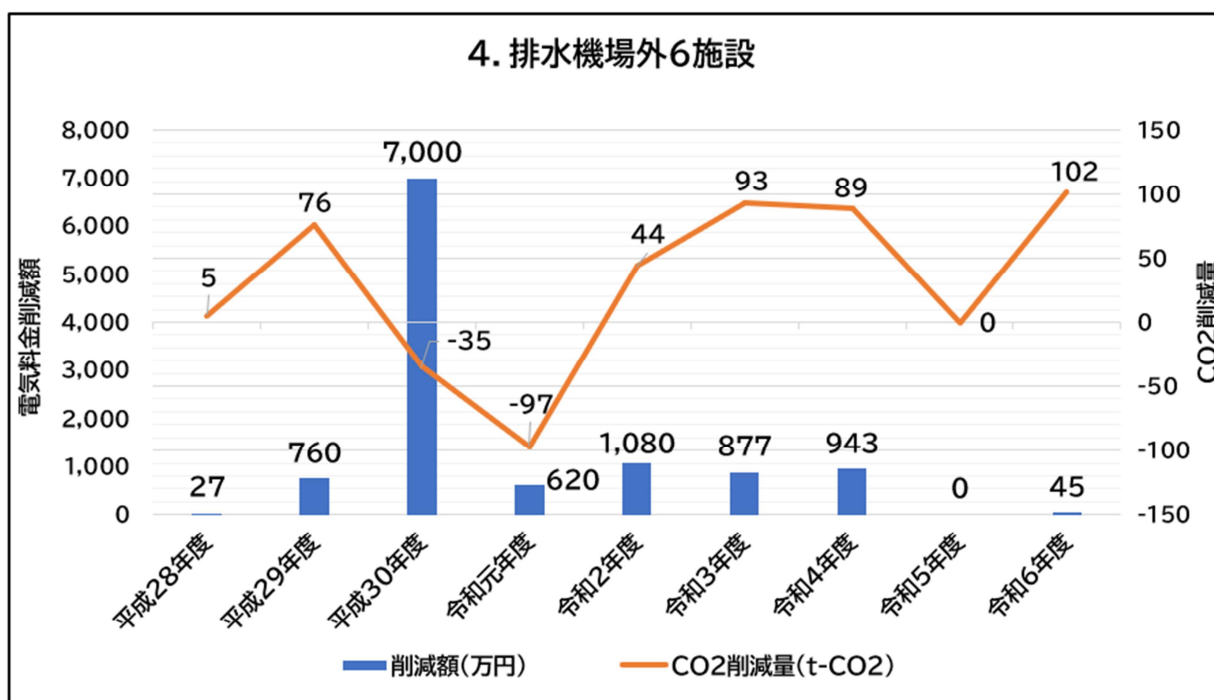
3. 中央公民館外9館

契約年度	契約期間	削減額※1	二酸化炭素削減量 (削減量が増の場合は「-」表記しています。) ※1、※2
平成 28 年度	平成 28 年 10 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日	【H28】 約 400 万円	約 70 t-CO2
		【H29】 約 1,000 万円	約 16 t-CO2
平成 30 年度	平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	【H30】 約 1,100 万円	約 57 t-CO2
令和元年度	平成 31 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	約 600 万円	±0 t-CO2
令和 2 年度	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日	約 710 万円	約 41 t-CO2
令和 3 年度	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 4 年 3 月 31 日	約 1,226 万円	約 -71 t-CO2
令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	約 33 万円	約 -132 t-CO2
令和 5 年度	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日	0 円	±0 t-CO2
令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	約 174 万円	約 124 t-CO2



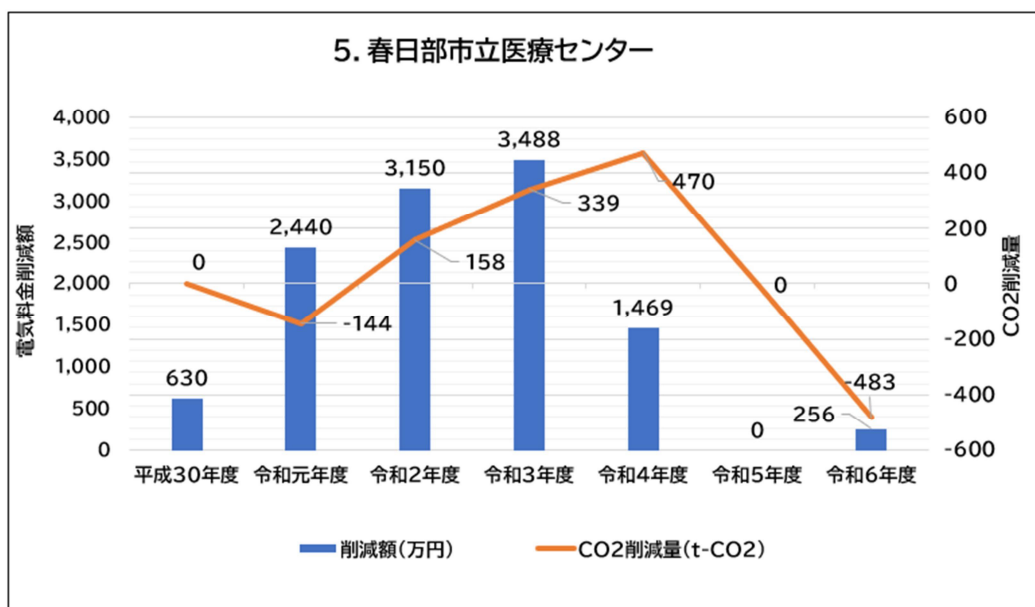
4. 排水機場外6施設

契約年度	契約期間	削減額※1	二酸化炭素削減量 (削減量が増の場合は「-」表記しています。) ※1、※2
平成 28 年度	平成 29 年 3 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日	【H28】 約 27 万円	約 5 t-CO2
		【H29】 約 760 万円	約 76 t-CO2
平成 30 年度	平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	【H30】 約 7,000 万円	約 -35 t-CO2
令和元年度	平成 31 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	約 620 万円	約 -97 t-CO2
令和 2 年度	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日	約 1,080 万円	約 44 t-CO2
令和 3 年度	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 4 年 3 月 31 日	約 877 万円	約 93 t-CO2
令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	約 943 万円	約 89 t-CO2
令和 5 年度	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日	0 円	±0 t-CO2
令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	約 45 万円	約 102 t-CO2



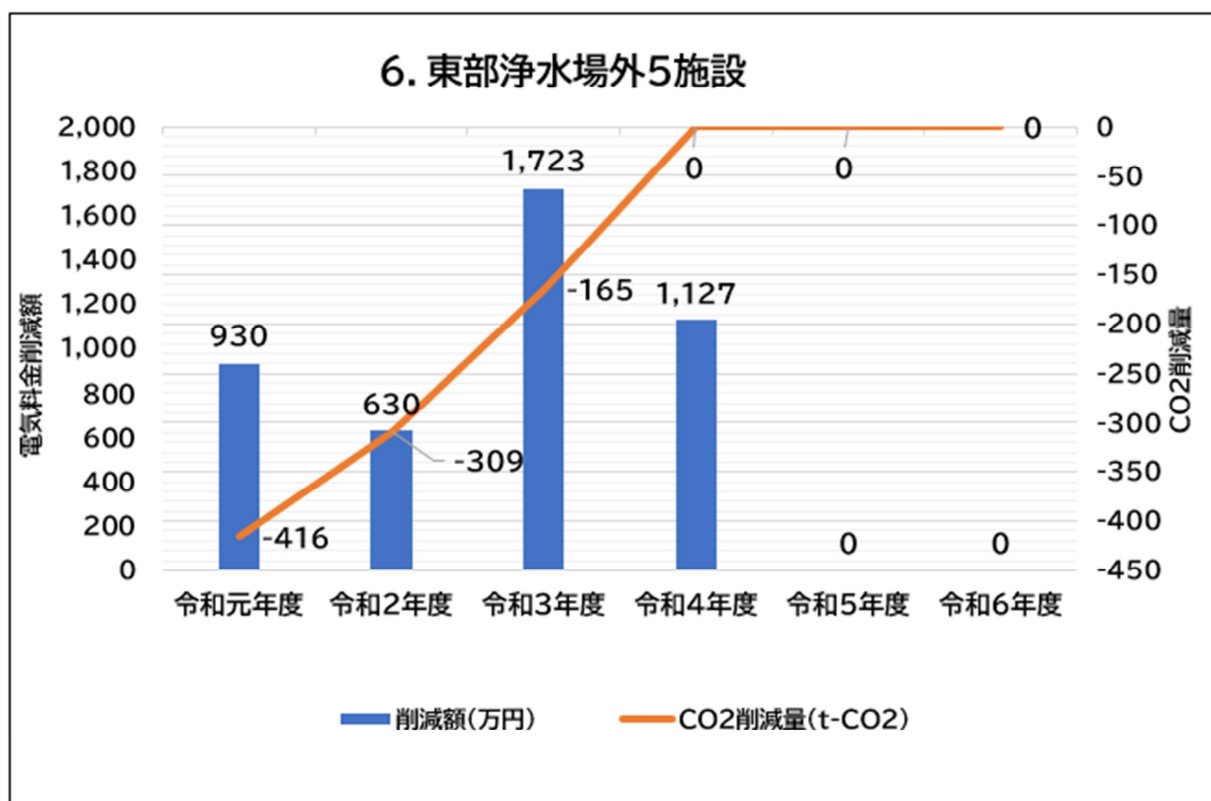
5. 春日部市立医療センター

契約年度	契約期間	削減額※1	二酸化炭素削減量 (削減量が増の場合は「-」表記しています。) ※1、※2
平成 30 年度	平成 30 年 12 月 1 日 ～令和元年 11 月 30 日	【H30】 (H30. 12～H31. 3) 約 630 万円	±0 t-CO2
		【H31】 (H31. 4～R1. 11) 約 1,500 万円	±0 t-CO2
令和元年度	令和元年 12 月 1 日 ～令和 2 年 11 月 30 日	【R01】 (R1. 12～R2. 3) 約 940 万円	約 -144 t-CO2
		【R02】 (R2. 4～R2. 11) 約 1,930 万円	約 102 t-CO2
令和 2 年度	令和 2 年 12 月 1 日 ～令和 3 年 11 月 30 日	【R02】 (R2. 12～R3. 3) 約 1,220 万円	約 56 t-CO2
		【R03】 (R3. 4～R3. 11) 約 2,437 万円	約 217 t-CO2
令和 3 年度	令和 3 年 12 月 1 日 ～令和 4 年 11 月 30 日	【R03】 (R3. 12～R4. 3) 約 1,051 万円	約 122 t-CO2
		【R04】 (R4. 4～R4. 11) 約 1,469 万円	約 470 t-CO2
令和 4 年度	新電力導入契約なし		
令和 5 年度	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日	0 円	±0 t-CO2
令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	約 256 万円	約 -483 t-CO2



6. 東部浄水場外5施設

契約年度	契約期間	削減額※1	二酸化炭素削減量 (削減量が増の場合は「-」表記しています。) ※1、※2
令和元年度	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	約930万円	約 -416 t-CO2
令和2年度	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	約630万円	約 -309 t-CO2
令和3年度	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	約1,723万円	約 -165 t-CO2
令和4年度	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	約1,127万円	±0 t-CO2
令和5年度	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	0円	±0 t-CO2
令和6年度	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	0円	±0 t-CO2



令和6年度導入施設一覧（令和7年3月末日時点）

契約施設		施設内訳	契約施設		施設内訳
市立小中学校 34校 教育センター 市民文化会館 ※契約時37校 平成30年度学校 統廃合により34校 （5校減） ・宝珠花小学校 ・富多小学校 ・江戸川中学校 ・谷原中学校 ・中野中学校 （2校増） ・江戸川小中学校 ・春日部南中学校	1	粕壁小学校	市立小中学校 34校 教育センター 市民文化会館	30	大增中学校
	2	内牧小学校		31	春日部南中学校
	3	豊春小学校		32	葛飾中学校
	4	武里小学校		33	飯沼中学校
	5	幸松小学校		34	江戸川小中学校
	6	豊野小学校		35	教育センター
	7	備後小学校		36	春日部市民文化会館
	8	八木崎小学校	市役所外 11 施設 ※契約時 市役所外 11 施設 令和元年度契約変更 等による対象施設変更 （1施設減） 教育委員会へ変更 ・市民文化会館 （1施設増） ・庄和総合支所 （1施設増） ・旧宝珠花小学校 （1施設減） ・春日部市役所 第三別館	37	春日部市役所（新庁舎）
	9	牛島小学校		39	春日部コミュニティセンター
	10	緑小学校		40	春日部市総合福祉センター
	11	上沖小学校		41	健康福祉センター
	12	正善小学校		42	庄和保健センター
	13	立野小学校		43	春日部市勤労者会館
	14	宮川小学校		44	旧宝珠花小学校
	15	藤塚小学校		45	大池親水公園
	16	小淵小学校		46	春日部市消防本部
	17	武里南小学校		47	庄和消防署
	18	武里西小学校		48	春日部市立看護専門学校
	19	南桜井小学校		49	庄和総合支所
	20	川辺小学校			
	21	桜川小学校	中央公民館外 9 館	50	粕壁市民センター
	22	中野小学校		51	内牧市民センター
	23	春日部中学校		52	豊春市民センター
	24	東中学校		53	豊春第二公民館
	25	豊春中学校		54	幸松市民センター
	26	武里中学校		55	豊野市民センター
	27	大沼中学校		56	武里大枝市民センター
	28	豊野中学校		57	庄和南公民館
	29	緑中学校		58	武里市民センター

契約施設		施設内訳
中央公民館外 9 館	59	庄和市民センター
排水機場外 8 施設	60	旧倉松川排水機場
※契約時 排水機場外 6 施設 令和元年度施設追加 により排水機場外 8 施設 （ 2 施設増） ・ 銚子口中継ポンプ場 ・ 庄和中継ポンプ場	61	粕壁ポンプ場
	62	備後ポンプ場
	63	土井ポンプ場
	64	緑町ポンプ場
	65	学校給食センター
	66	クリーンセンター
	67	銚子口中継ポンプ場
	68	庄和中継ポンプ場
市立医療センター	69	春日部市立医療センタ ー
東部浄水場外 5 施設	70	東部浄水場
	71	西部浄水場
	72	南部浄水場
	73	南部第二浄水場
	74	北部浄水場
	75	庄和浄水場
指定管理施設	76	庄和総合公園
※令和元年度 （ 1 施設増） ・ 第 9 保育所	77	総合体育館
	78	市民体育館
	79	市民武道館
	80	庄和体育館
※令和 3 年度 （ 1 施設増） ・ 春日部第 1 児童セ ンター	81	市営グラウンド
	82	南栄町グラウンド
※令和 4 年度 （ 1 施設増） ・ 八木崎保育所	83	牛島野球場
	84	男女共同参画推進センタ ー
	85	道の駅 庄和
	86	第 9 保育所
	87	春日部第 1 児童センタ ー
	88	八木崎保育所

1－2. 都市整備等における低炭素化

(1) エコドライブ

国内の二酸化炭素の排出量のうち、約2割を占めているのが、自動車（家庭での利用を含む）、船舶、航空機、鉄道の燃料・電力の使用に伴うものです。環境に配慮した自動車の使用が求められています。

「エコドライブ」は、今乗っている自動車ですぐに始めることができ、エコドライブすることで二酸化炭素の削減や省エネルギーだけでなく、大気を汚染する物質の削減、さらに騒音や交通事故の削減にもつながります。

平成30年度には、市職員への意識啓発を目的とした「エコドライブ講習会」を開催しました。

1－3. 環境配慮商品等の購入の推進

(1) グリーン購入

市では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨に沿って、「かすかべECO調達品」151品目を対象品目とし、平成31年3月に「春日部市グリーン購入調達基本方針」及び「かすかべECO調達品ガイドライン」を策定しました。

また、「かすかべECO調達品」中、特に目標値を設定する100品目を「重点調達品」と決めました。

分類	実績値
紙類	87%
文具類	48%
印刷	53%
複合機、プリンター	100%
パソコン	100%
消火器	99%
災害備蓄用品	99%
機密文書処理	100%

2. 再生可能エネルギー等の導入推進

2-1. 再生可能エネルギー等の導入推進

(1) 家庭用環境配慮型設備設置奨励事業

①概要

地球温暖化防止の取り組みの一環として、省エネルギー及び創エネルギーに寄与する環境配慮設備の普及促進を図るため、新たに設備を設置する市民に対し、奨励金として、市内共通商品券を交付しています。

対象設備の種類
太陽光発電設備
HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）
定置用リチウムイオン蓄電池設備
電気自動車等充給電設備（V2H）

②補助実績（令和6年度）

太陽光発電設備 58 件

定置用リチウムイオン蓄電池設備 66 件

HEMS 13 件

電気自動車等充給電設備 3 件

合計 140 件 7,778,000 円

2-2. 市有施設における再生可能エネルギー設備等の導入推進

(1) 公共施設への導入

①導入件数

省エネルギー及び地球温暖化対策を目的として、市内公共施設における再生可能エネルギー設備の導入を推進しています。令和6年度末時点で22施設に24基が導入されています。

再生可能エネルギー導入施設状況（令和7年3月末）

	設備設置施設名	再生可能エネルギー等の種類	総出力(kW)
1	南桜井自転車駐車場	太陽光	21.12
2	藤塚米島線 LED 街路灯	太陽光	0.486
3	春日部第1児童センター	風力	1.36
4	「エンゼルドーム」	太陽光	10.08
5	武里南保育所	太陽光	10
6	春日部市武里太陽光発電所	太陽光	75
7	道の駅庄和	太陽光	10
8	豊野環境衛生センター	バイオマス	3,100
9	第一期一般廃棄物最終処分場 (東中野ふれあい公園) トイレ	太陽光	0.016
10	春日部市汚泥再生処理センター街路灯	太陽光	0.092
11	第二期一般廃棄物最終処分場B工区 外周 街路灯	太陽光	0.184
12	会之掘川ふれあい広場	太陽光&風力	0.08
13	古利根公園橋	太陽光&風力	0.08
14	大枝公園	太陽光&風力	0.525
15	春日部市立医療センター	太陽光	20.08
16	宮川小学校	太陽光&風力	0.205
17	武里南小学校	太陽光	146
18	武里西小学校	太陽光	10
19	粕壁小学校	太陽光	10.26
20	東中学校	太陽光	30
21		地中熱	10
22	総合体育館（ウイング・ハット春日部）	太陽光	5.25
23	八木崎保育所	太陽光	10.206
24	春日部市役所 本庁舎	太陽光	139

計 3,610.024

②太陽光発電所の設置

本市において創業され、その後の事業発展の基礎となったとの思いから、故鈴木孝之氏（ウエルシアホールディングス株式会社名誉会長）より、個人として寄附の申し出がありました。故鈴木氏の、「寄附金を太陽光発電施設設置に利用していただき、春日部市の環境政策に貢献したい。」との思いを受け、旧沼端小学校第二グラウンド跡地に、面積約2,000㎡、最大電力75kWの「春日部市武里太陽光発電所」が、平成27年8月に完成しました。

発電した電気は全量を電力会社に売電し、売電により得た収入は「環境にやさしいまちづくり基金」に積み立て、市の環境施策に活用していきます。

各年度における発電実績と売電実績

	電力量 (kWh)	売電額 (円)
令和2年度	97,767	3,441,392
令和3年度	100,687	3,544,177
令和4年度	89,733	3,158,597
令和5年度	103,969	3,659,704
令和6年度	104,053	3,662,660



春日部市武里太陽光発電所

3. 地球温暖化適応策

3-1. 異常気象に備えたまちづくり

(1) 意識社会 再構築ビジョン

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、記録的な大雨により鬼怒川の堤防が決壊しました。この災害を踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、国土交通省が「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定しました。その後、平成 29 年度には国管理河川とその沿線自治体による「大規模氾濫減災協議会」の設立、平成 30 年度には緊急行動計画の改定を行い、関係機関の連携やハード対策を強化するなど、ソフト対策とハード対策が一体となった水防災意識社会を再構築する取り組みを行っています。

春日部市では、利根川上流、江戸川、荒川上流、埼玉県管理河川に係る「減災対策協議会」に参加しており、各関係機関と減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進しています。

(2) 流域治水プロジェクト

近年、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風など、全国各地で豪雨による甚大な被害が生じています。今後も気候変動の影響により、水災害の激甚化・頻発化が懸念されます。

このような気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域や氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者（国・自治体・企業・住民等）が協働し、流域全体で水災害対策を推進していく「流域治水」への転換が必要です。

流域治水による対策を推進するため、全国の水系において、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる「流域治水協議会」を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として住民に示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を推進していきます。

3-2. 気候変動への対応に関する情報提供

(1) クールビズ・ウォームビズ

夏の節電対策の実施に伴い、室内環境に適した快適な服装を認め合う社会の構築に努めることを目的として、クールビズを実施しています。実施にあたっては、市民に不快感を与えないよう、公務にそぐわない服装や清潔感の無い身なりにならないよう注意しています。冬季には、重ね着などの工夫で暖かく働きやすい服装を心掛け、ひざ掛けや座布団を使用して体感温度を調節するなどしています。

The logo for COOLBIZ, featuring the text "COOLBIZ" in white, bold, sans-serif capital letters on a solid blue rectangular background.The logo for WARMBIZ, featuring the text "WARMBIZ" in white, bold, sans-serif capital letters on a solid orange rectangular background.

第5節 「市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現」

基本目標1～4を進めるためには、主体的に環境に対する行動を起こす人づくりが必要であり、すべての基本目標に共通した「横断的施策」として位置付けています。

1. 環境意識

1-1. 環境にやさしいライフスタイルの推進

(1) 環境月間

1972年6月5日にスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、日本では環境基本法で6月5日を「環境の日」と定め、国や地方公共団体等において環境保全に関する各種の行事等を実施することとしています。国連も日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めています。

さらに、国では平成3年度から6月の1カ月間を「環境月間」（昭和48年度～平成2年度までは6月5日を初日とする「環境週間」）と定めており、環境の保全について関心と理解を深めるとともに積極的に環境の保全活動を行う意欲を高めるため、全国で様々な行事が行われています。

本市においても、春日部市環境基本条例第8条において毎年6月を「環境月間」と定めており、「環境月間」の一環として環境意識啓発キャンペーンを実施しています。



各年度の実施内容

	実施期間	実施項目	実施内容
H27	6月3日（水） ～ 6月9日（火）	パネル展示	夏の節電／地球温暖化防止／緑のカーテン／かすかべ生き物調査隊／春日部の希少な生き物／省エネナビ概要
		環境関連チラシ配布	地球温暖化防止／省エネナビ／身近な環境保全
		環境意識啓発品等の配布	ゴーヤの苗（160株）※配布2日間 キッチンペーパー等
H28	6月1日（水） ～ 6月15日（水）	パネル展示	夏の節電／地球温暖化防止／緑のカーテン／かすかべ生き物調査隊／春日部の希少な生き物／省エネナビ概要／グリーン購入啓発
		環境関連チラシ配布	地球温暖化防止／省エネナビ／身近な環境保全
		環境意識啓発品等の配布	ゴーヤの苗（160株）※配布2日間 キッチンペーパー等
		エコドライブシミュレーター体験展示	体験者数53名 ※体験展示4日間

H29	6月14日（水） ～ 6月21日（水）	パネル展示	「地球温暖化の現状と対策、日々の生活でできること」に関連するパネル
		環境ミニ講座	新聞紙バッグ作成/環境学習ミニ講座/ゴーヤの植え方教室/エコドライブ講座
		環境意識啓発品等の配布	ゴーヤの苗の配布（130株）※配布1日間 水切りネット等
H30	6月20日（水） ～ 6月25日（月）	パネル展示	「かすかべ環境ネットワーク会員活動紹介」、 「春日部市のごみ、自然、水環境、温暖化対策」に関連するパネル
		講座	生物多様性/熱中症/地球温暖化防止/大気環境保全/浄化槽/化学物質
		ワークショップ	マイバッグ作製/トークイベント/はく製展示/顕微鏡作製/くす玉作製/ソーラーカー工作など
		環境意識啓発品等の配布	ゴーヤの苗配布（68人）
R 元	6月15日（土） 6月30日（日） 7月13日（土）	講座、現地見学	「古利根川を丸ごと学ぼう」と題し、川に関する講座と古利根川の起点を含めた現地見学会の開催（のべ参加人数142人）
R2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
R3	6月20日（日）	講演 フードドライブ	こども食堂に係る講演/フードドライブ（参加人数28人）
R4	6月25日（土）	講演	「生き物から見た水環境について」/「春日部市の川と生き物について」
R5	6月24日（土）	講座 フィールドワーク	県政出前講座「海なし県から川でつながる海洋マイクロプラスチック汚染を考える」/フィールドワーク（参加人数18名）
R6	6月28日（金）	交流会	つながる、ひろがる、かすかべ環境ネットワーク交流会（参加人数11名）

（２）かすかべ環境ネットワーク

本市の目指す環境像を実現するために、市民・事業者・市が、協働して取組を推進していく「かすかべ環境ネットワーク」を平成30年2月に設立しました。

かすかべ環境ネットワークでは、各主体が責任ある活動を進めていくとともに、市民・事業者・市のネットワークを活かし、活動内容を市内外に広め、活動に参加する仲間を増やします。

令和6年度の主な活動内容

日付	タイトル	概要
4月26日	役員会	役員の更新、今年度の事業（環境月間）について、役員と意見交換を行いました。 会場 市役所 会議室3A

6月28日	総会 環境月間事業	昨年度の活動実績及び今年度の役員の更新及び事業計画について、会員に対して、報告を行いました。 「つながる、ひろがる、かすかべ環境ネットワーク交流会」を実施。11人にご参加いただきました。 会場 市役所 ひだまりホール
8月22日	役員会	今年度、次年度の事業計画について、役員と意見交換を行いました。 会場 市役所 会議室3A
11月28日	役員会	今年度の「かすかべ環境フェア」、次年度の事業計画について、役員と意見交換を行いました。 会場 市役所 会議室3B
12月4日	エコプロ2024見学ツアー	日本経済新聞社等が主催する環境展示会「エコプロ2024」を見学しました。24人にご参加いただきました。 会場 東京ビッグサイト
3月15日	かすかべ環境フェア	かすかべSDGsフォーラムと共催でかすかべ環境ネットワーク参画会員による環境活動についての展示・ワークショップを開催し、約400人の方に来場をいただきました。 会場 市役所（まちなかひろば） ララガーデン（催事スペース）

2. 環境教育

2-1. 人材の育成

(1) 環境学習講座

将来を担う子どもたちが、環境の保全及び創造について理解を深め、自ら環境保全に関する行動を進めてもらうため、平成18年度から、市内小学校の協力の下、小学4年生を対象に「環境学習講座」を実施しています。講座をより身近なものとして感じてもらうため、環境ナビゲーター講座修了者、彩の国環境大学修了者、埼玉県生態系保護協会春日部支部会員などの環境問題に関する知識や経験を有する市民等を、講師として派遣しています。

環境学習講座実施状況

		R元	R3	R4	R5	R6
参加学校数（校）		20	15	20	20	15
参加児童数（人）		1432	1,076	1,250	1,320	1,095
参加学級数（クラス）		51	36	42	45	39
環境学習講座	地球環境	2 (10%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	生態系保護	7 (35%)	5 (30%)	4 (20%)	6 (30%)	5 (28%)
	大気・水環境	4 (20%)	5 (30%)	4 (20%)	5 (25%)	2 (11%)
	ごみとリサイクル	7 (35%)	6 (40%)	12 (60%)	9 (45%)	8 (44%)
	埼玉県環境応援隊	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (17%)
合 計		20 (100%)	15 (100%)	20 (100%)	20 (100%)	18 (100%)

(2) 職員環境教育講座

年度別実施状況

各課内における環境に関する各種計画及び節電その他の省エネルギーに関する取組の進捗状況等を管理・監督、点検・把握するために選任された、「環境

	講座名
R 元	- 平成30年度プロジェクトチーム検討結果報告 - 文具におけるグリーン購入適合品の現状について

境管理者」及び「環境リーダー」に環境情勢や市内での環境に対する取組状況等を広く理解してもらうため、環境リーダーを対象に環境教育講座を開催しています。

また、講座で得た知識の実践、OJTを通じて、春日部市役所内における包括的な環境醸成が図られることを目指しています。

(3) 環境ナビゲーター講座

平成4年度から平成28年度まで、市内在住・在勤・在学者を対象に、自ら環境保全活動に取り組む地域のリーダーを養成することを目的として、「環境保全リーダー養成講座」を実施しました。平成29年度からは、内容や日程などを一部変更し、「環境ナビゲーター講座」として実施しています。講座では、地球温暖化についての講義や施設見学、エコクッキング、自然散策などを通じて幅広い知識を習得していただき、地域で活躍できる人材を育成します。

各年度の講座実績

実施年度	内 容	修了生 実 数 (参加人数)
H29	[1] 自然散策 講師：埼玉県生態系保護協会春日部支部員 [2] 春日部の自然ウォッチングのすすめ 講師：埼玉県生態系保護協会春日部支部員 [3] エコライフ実践入門・省エネナビの使い方 講師：環境政策推進課職員 [4] 地元食材でエコクッキング 講師：環境学習講座講師 [5] 春日部のゴミ 講師：資源循環推進課職員 [6] 施設見学 彩の国資源循環工場 [7] 春日部の環境を知る 講師：倉松川を愛する会会長 [8] 地域で活躍している人から話を聞く 講師：倉松川を愛する会会長	15 (33)
H30	[1] 春日部の自然ウォッチングのすすめ 講師：埼玉県生態系保護協会春日部支部員 [2] 自然散策 講師：埼玉県生態系保護協会春日部支部員 [3] 私たちの暮らしと地球温暖化 講師：環境政策課職員 [4] 地元食材でエコクッキング 講師：環境学習講座講師 [5] 春日部の下水道について 講師：下水道課職員 [6] 施設見学 中川水循環センター [7] ワークショップ「未来をつくろう！～社会とわたし～」 [8] 地域で活躍中の人から話を聞く 講師：春日部環境審議会委員	13 (39)

R 元	[1] 春日部の自然ウォッチングのすすめ 講師：埼玉県生態系保護協会春日部支部員 [2] 自然散策 講師：埼玉県生態系保護協会春日部支部員 [3] 私たちの暮らしと地球温暖化 講師：環境政策課職員 [4] エコクッキング 講師：環境学習講座講師 [5] 市内の環境にやさしい施設と市の取り組みの紹介 講師：環境政策課職員 [6] 施設見学 積水ハウスエコファーストパーク、渡良瀬遊水地湿地資料館 [7] エコプラントゲーム [8] 化学物質わたしたちの暮らし 講師：埼玉県職員	6 (40)
R3	[1] 春日部の自然環境について 講師：埼玉県生態系保護協会春日部支部員 [2] 自然散策 講師：埼玉県生態系保護協会春日部支部員	13 (13)

(4) 環境学習講師養成講座

令和3年度から、18歳以上の市内在住・在勤・在学者を対象に、市内の小学校等で実施する環境学習講座の講師として活躍できるよう、環境に関する知識等を養うことを目的とした「環境学習講師養成講座」を実施しています。

実施 年度	内 容	参加 人数
R3	[1] 開講式 [2] 「地球温暖化」について説明 講師：環境政策課職員 [3] 「川と水」について説明 講師：環境政策課職員 [4] 「身近な生き物」について説明 講師：環境政策課職員 [5] 「ごみとリサイクル」について説明 講師：環境政策課職員 [6] 模擬授業 [7] 修了式	14

※令和5年度については、令和4年度における環境学習講師養成講座において講師の目標人数に達したため、講師養成講座の実施はしていない。

(5) 近隣市町や県、国との協力

①埼玉県環境事務研究会連合会

環境行政が抱える問題や課題を共有し、円滑に処理するために、県内5地区（北部、東部、西部、南部、中央）の環境事務研究会から構成された組織です。研修会の実施や環境に配慮した先進施設の見学、関係組織と連携して取り組んだ事例の発表など環境問題の研究等を行っています。また、市町村単独では解決の難しい環境問題について、県による対応や援助を要望しています。

②埼玉県東部地域環境事務研究会

環境行政が抱える問題や課題を共有するために県内東部地域10市町から構成された組織です。研修会の実施や環境行政への取り組み状況等の情報交換をおこない、環境行政に関する職員の資質向上図っています。

③江戸川を守る会

かつて泳いで遊ぶことのできた江戸川の清流を取り戻すため、江戸川流域の9市2区3町の14自治体に支部を置き、流域住民並びに関係機関に積極的な施策の推進を働きかけるとともに、郷土の河川愛護の啓発を図っています。

本市も平成3年に旧庄和町として加入し、現在は春日部支部として水質調査への協力や市内在住の河川美化推進員による不法投棄対策等の巡回・監視を実施しています。

④春日部松伏狂犬病予防事業推進協議会

狂犬病予防法及び埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に伴う諸事業を円滑に運営することで、公衆衛生の向上及び公共福祉の推進を図っています。

第5章 春日部市地球温暖化対策

地球温暖化とは、人間の活動により大気中の二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの濃度が増加し、日射により地表面から放出される赤外線の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、科学的知見をとりまとめた第6次評価報告書を公表しました。人間の影響が大気等を温暖化させてきたことは疑う余地がないことなどが示されました。

1. 春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」とする。）」第21条第3項に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけ、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めています。

令和4年度（2022年度）の温室効果ガス排出量を、以下のとおり報告します。なお、排出量の算定は、各種統計データの集計・公表に基づいて行っているため、本実績が最新値となります。

（1）計画の対象範囲

本計画の対象は、春日部市域全体とします。

（2）基準年・計画期間

基準年度は平成25年度（2013年度）とし、計画期間は平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）としています。

地球温暖化の問題は、中長期的視点が必要であることから、基準年度に対する削減目標は、短期目標（令和9年度（2027年度））38%削減、中期目標（令和12年度（2030年度））46%削減、長期目標（令和32年度（2050年度））温室効果ガス排出量実質ゼロとしています。

（3）対象とする温室効果ガス

削減対象とする温室効果ガスは温対法に規定される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種とします。

なお、算定対象は二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種とします。

(4) 令和4年度(2022年度)実績

温室効果ガス排出量の目標値に対する進捗状況

- 基準値(平成25年度(2013年度)) 1119.9千t-CO₂※¹
- 実績値(令和3年度(2021年度)) 875.9千t-CO₂
- 目標値(令和9年度(2027年度)) 694.3千t-CO₂※²

※¹ 基準値は、埼玉県による排出量計算方法の変更により変化するものです。

※² 目標値は、基準値から38.0%を減じた値である。

(5) 温室効果ガス排出状況

平成25年度(2013年度)以降の温室効果ガス排出量の推移を以下に示します。

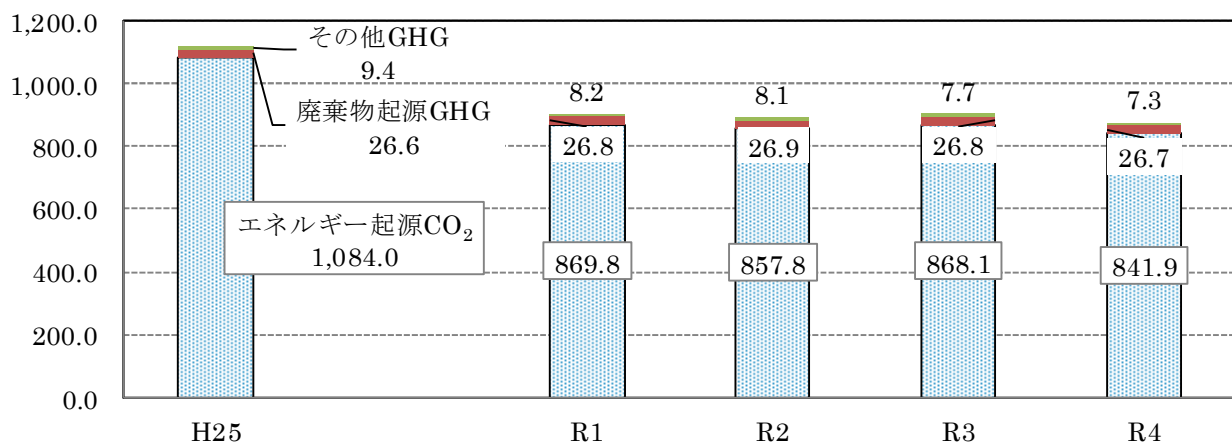
温室効果ガスの排出量内訳

(単位: 千t-CO₂)

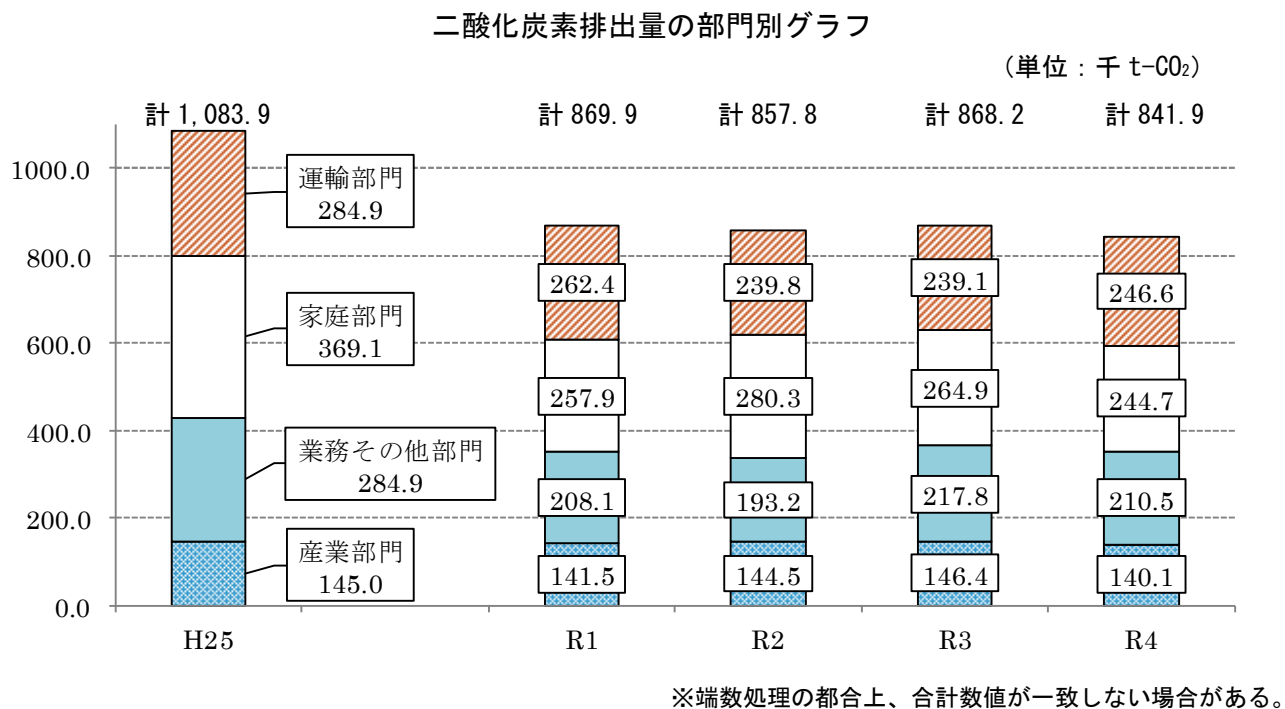
	平成25年度 (基準年)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エネルギー起源 二酸化炭素	1,084.0	869.8	857.8	868.1	841.9
廃棄物起源 温室効果ガス	26.6	26.8	26.9	26.8	26.7
その他 温室効果ガス	9.4	8.2	8.1	7.7	7.3
合計	1,119.9	904.8	892.8	902.7	875.9
対基準年度 増減率(%)	—	▲19.2	▲20.3	▲19.4	▲21.8

※端数処理の都合上、数値が一致しない場合がある。

温室効果ガスの排出量内訳グラフ



二酸化炭素の部門別排出量の推移を以下に示します。



令和4年度(2022年度)のエネルギー起源二酸化炭素排出量は841.9千t-CO₂であり、基準年と比較して、産業部門(▲3.4%)、業務その他部門(▲26.1%)、家庭部門(▲33.7%)、運輸部門(▲13.5%)と、全ての部門で減少しています。

(6) 温室効果ガス排出量の増減に関する考察

エネルギー起源温室効果ガス排出量全体としては、基準年度に対して約22.3%の削減となり、部門別では、これまで増加傾向にあった産業部門も含め、すべての部門で減少に転じている。

2027年度目標削減値に対する進捗率はそれぞれ産業部門(41%)、業務その他部門(51.3%)、家庭部門(67%)、運輸部門(38%)であり、その中で目標削減幅の大きい業務その他部門、家庭部門及び進捗率の低い運輸部門において施策を展開していく必要がある。

(7) 今後の留意点

平成27年(2015年)12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、世界の気温上昇を産業革命前より2℃より十分下回る水準に抑え、1.5℃に抑えることを目指すこととされました。

政府の「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととされ、その実現に向け、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減する」との目標が明記されました。

また、令和3年（2021年）10月からイギリス・グラスゴーにおいて開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置付け、野心的な気候変動対策を首相から呼びかけました。

今後、本市においても、国や他自治体の動向を注視しつつ、気候変動対策をより一層推進することが必要です。

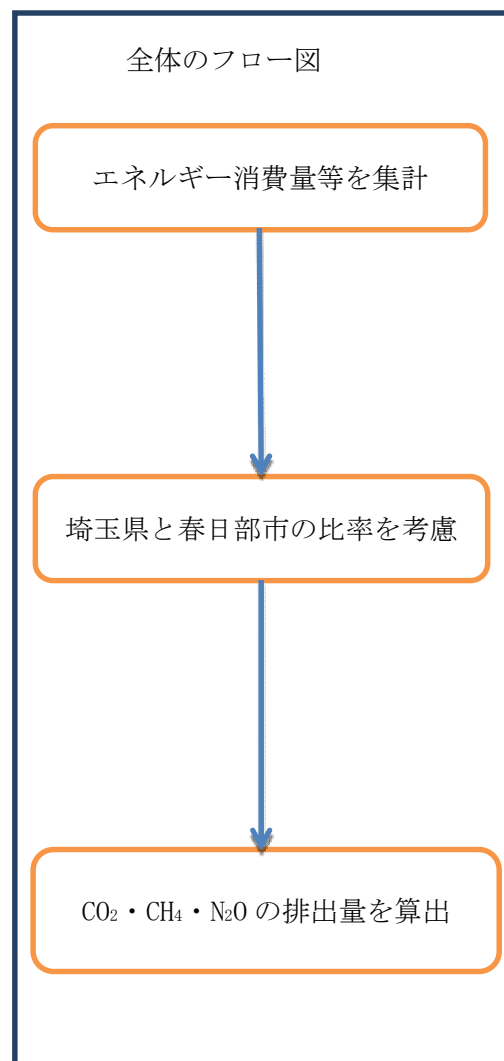
（８）温室効果ガス算定に用いた統計書一覧及び全体のフロー図（参考）

二酸化炭素

部門	資料名
産業部門	都道府県別エネルギー消費統計
	国勢調査（平成27年度）
	経済センサス
	工業統計
家庭部門	都道府県別エネルギー消費統計
	春日部市統計書
	家計調査年報
	家計調査月報
	ガス事業年報
	さいたま市統計書
	国勢調査（平成27年度）
業務部門	固定資産概要調書（春日部市）
	エネルギー・経済統計要覧
運輸部門	市町村別自動車交通CO ₂ 排出テーブル
	春日部市統計書
	東武鉄道環境報告書
廃棄物の焼却	環境センター資料（春日部市）

メタン、一酸化二窒素

項目	資料名
自動車保有台数	自動車保有台数統計データ
走行距離、燃料	自動車輸送統計調査（年報）
	自動車燃料消費量調査



2. 春日部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、一事業所として市の事務・事業に関する地球温暖化対策計画として、第1次春日部市地球温暖化対策実行計画～春日部市役所温室効果ガス排出量削減計画～（事務事業編）[以下：「事務事業編」という]を策定し、取り組みを実施してきました。2017年度には、社会情勢の変化を加味し、第2次計画となる「春日部市役所が取り組む地球温暖化対策実行計画」を策定し、対策を推進しています。

（1）調査対象

対象期間 令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

対 象 出先機関を含めた全組織及び施設

調査項目 電気・灯油・都市ガス・自動車燃料・その他燃料

（2）計画期間・削減目標

計画期間 平成30年度から令和9年度

削減目標 令和9年度までに平成25年度（基準年度）比で

42.0%削減（エネルギー起源 二酸化炭素排出量）

42.0%削減（エネルギー起源 温室効果ガス排出量）

12.4%削減（非エネルギー起源 二酸化炭素排出量）

12.4%削減（非エネルギー起源 温室効果ガス排出量）

（3）令和5年度（2023年度）の実績

①温室効果ガス及び二酸化炭素の総排出量

温室効果ガス及び二酸化炭素の総排出量と目標達成状況（エネルギー起源）

単位：t-CO₂

	基準年度 (H25年度)	目標年度 (R9年度)	令和4年度	令和5年度
温室効果ガス総排出量	20,288	11,767	17,618	16,236
基準年度比		▲42.0%	▲13.2%	▲20.0%
目標年度比			49.7%	37.3%
二酸化炭素排出量	20,278	11,761	17,610	16,228
基準年度比		▲42.0%	▲13.2%	▲20.0%
目標年度比			49.7%	37.4%

温室効果ガス及び二酸化炭素の総排出量と目標達成状況（非エネルギー起源）

単位：t-CO₂

	基準年度 (H25 年度)	目標年度 (R9 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度
温室効果ガス総排出量	32,495	28,465	25,157	28,320
基準年度比		▲12.4%	▲22.6%	▲12.8%
目標年度比			▲11.6%	▲0.5%
二酸化炭素排出量	31,002	27,157	23,909	27,008
基準年度比		▲12.4%	▲22.9%	▲12.9%
目標年度比			▲12.0%	▲0.6%

②令和5年度における主な増減理由

主な減少理由は、市役所本庁舎を含む一部施設において再エネ 100%電力を導入していた事です。新本庁舎が完成し、並行稼働をしていた時期があったため、電気使用量自体は減少しませんでした。

③分野別の進捗状況

分野別の実績（基準年比%）（エネルギー起源）

内容	区分等：単位	基準年度 H25 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市の事務・事業におけるエネルギー使用量	電気：千 kWh	31,788	30,126 (▲5.2%)	31,588 (▲0.6%)
	灯油：kℓ	739	255 (▲65.5%)	257 (▲65.2%)
	都市ガス：千 m ³	686	1,843 (168.7%)	1,806 (163.3%)
	重油：kℓ	25	25 (0.0%)	27 (8.0%)
	LPG：千 m ³	32	49 (53.1%)	48 (50.0%)
	ガソリン：kℓ	1	6 (500.0%)	5 (400.0%)
	軽油：kℓ	7	1 (▲85.7%)	1 (▲85.7%)
公用車の利用に伴うエネルギー使用量	ガソリン：kℓ	139	129 (▲7.2%)	131 (▲5.8%)
	軽油：kℓ	28	31 (10.7%)	34 (21.4%)

分野別の実績（基準年比％）（非エネルギー起源）

内容	区分等：単位	基準年度 H25 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市の事務・事業における処理量	廃プラスチック類 (合成繊維以外)：t	11,105	8,607 (▲22.5%)	9,750 (▲12.2%)
	廃プラスチック類 (合成繊維)：t	132	50 (▲62.1%)	43 (▲67.4%)
	し尿処理：m ³	22,802	20,159 (▲11.6%)	20,046 (▲12.1%)
	浄化槽：人	11,106	7,877 (▲29.1%)	11,227 (1.0%)
	一般廃棄物焼却：t	73,922	62,231 (▲15.8%)	61,731 (▲16.5%)

④部局別の二酸化炭素排出量

部局別の二酸化炭素排出量 単位：t-CO₂

部局名	基準年度 H25 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市長部局	7,414	4,031 (▲45.6%)	3,701 (▲50.1%)
市立医療センター	2,877	3,919 (36.2%)	3,814 (32.6%)
上下水道部 (水道事業)	3,402	2,614 (▲23.2%)	2,161 (▲36.5%)
教育委員会	6,584	7,225 (9.7%)	6,553 (▲0.5%)
合計	20,277	17,610 (▲13.2%)	16,228 (▲20.0%)

※端数処理の関係上合計が合わないことがある。

※一般廃棄物の焼却、燃料の焼却及びし尿処理を除く。

第6章 計画の推進

1. 組織体制

(1) 春日部市環境審議会

市の区域における環境の保全に関して基本的事項を調査審議するため、環境の保全に関し学識経験のある者を含めた審議会を設置し、市の環境問題に対する取り組みについて、各界各層から幅広い意見をいただいています。

令和6年5月1日～令和8年4月30日までの2年間、学識経験者1名、知識及び経験を有する者3名、市内各種団体を代表する者8名、公募による市民2名の計15名の委員を委嘱しています。

審議会開催状況

平成24年5月16日	環境保全事業の概要説明
平成24年11月13日	環境基本計画の中間見直しについて、夏季の節電対策結果報告、地球温暖化対策の報告、生き物調査隊の概要報告
平成25年1月31日	環境基本計画中間見直し（パブコメ結果報告）、太陽光発電設備の補助制度申請状況報告、生き物調査隊報告
平成25年11月6日	夏季の節電対策における結果報告、地球温暖化対策に係る報告（省エネ法、県条例、地球温暖化対策実行計画事務事業編及び区域施策編）
平成26年5月21日	環境関連事業の概要報告
平成26年11月6日	夏季の節電対策における結果報告、地球温暖化対策に係る報告（省エネ法、県条例、地球温暖化対策実行計画事務事業編及び区域施策編）
平成27年5月21日	環境関連事業の概要報告
平成27年11月17日	夏季の節電対策における結果報告、地球温暖化対策に係る報告（省エネ法、県条例、地球温暖化対策実行計画事務事業編及び区域施策編）、第17回グリーン購入大賞（優秀賞）受賞報告
平成28年5月19日	環境関連事業の概要報告、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の策定について
平成28年7月6日	環境基本計画の概要報告、市民アンケートの内容について
平成28年11月16日	夏季の節電対策における結果報告、地球温暖化対策に係る報告、第2次環境基本計画策定の進捗状況報告、住宅用太陽光発電設備設置補助金の交付状況報告、春日部市武里太陽光発電所の稼働状況報告、新電力の導入状況報告
平成29年2月15日	第2次春日部市環境基本計画策定に係る諮問について、今後の策定スケジュールについて
平成29年5月18日	第2次春日部市環境基本計画（素案）について、市民、事業者アンケート分析
平成29年7月13日	環境配慮指針検討、第2次春日部市環境基本計画（素案）の変更箇所について、第2次春日部市環境基本計画に係る答申案について
平成29年9月21日	第2次春日部市環境基本計画策定に係る答申について、第2次春日部市環境基本計画（素案）
平成30年1月31日	第2次春日部市環境基本計画（案）の最終確認、第2次春日部市環境基本計画成果品について
平成30年5月22日	環境関連事業の概要報告
平成31年3月18日	環境白書について、

	春日部市地球温暖化対策実行計画に係る報告（区域施策編）の進捗状況について、 春日部市地球温暖化対策実行計画に係る報告（事務事業編）の進捗状況について、 平成 30 年度 主な環境関連事業報告について、次年度の事業計画（案）について、 講話 テーマ「日本の食べ物について考えてみよう」
令和元年 5 月 10 日	春日部市地球温暖化対策実行計画に係る報告（区域施策編）の進捗状況（平成 28 年度実績）について、 令和元年度環境関連事業の概要について、今後のスケジュールについて、 講話 テーマ「SDG s について」
令和 2 年 12 月 16 日	エコアクション 21 認証取得について、 令和 2 年度環境関連事業実施状況について
令和 3 年 5 月 19 日	令和 3 年度主な環境関連事業の概要について、令和 2 年度環境白書について、 ゼロカーボンシティ宣言について
令和 4 年 3 月 8 日	令和 3 年度環境関連事業実施状況について、 令和 3 年度公共施設の電気調達の入札結果について、 「春日部市公用車における次世代自動車導入方針」及び「公用車エコ化プロジェクト」に係る状況報告について、 「みんなで取り組む生き物さがし」報告書 2021 について
令和 4 年 5 月 26 日	第 2 次春日部市環境基本計画の中間見直しに係る基本方針について、 地球温暖化対策実行計画の進捗状況について、 市の施設の電気調達の結果について、 エコアクション 21 各所属における環境経営目標について
令和 4 年 11 月 21 日	第 2 次春日部市環境基本計画の中間見直し（案）について、 エコアクション 21 の更新審査について
令和 5 年 1 月 30 日	第 2 次春日部市環境基本計画の中間見直しについて
令和 5 年 7 月 11 日	第 2 次春日部市環境基本計画の中間見直しについて 地球温暖化対策実行計画の進捗状況について 市の公用車における次世代自動車の導入状況について 市の施設の電気調達の結果について 令和 5 年度環境関連事業の概要について
令和 6 年 6 月 25 日	春日部市ゼロカーボンシティ推進本部の設置および取組について 地球温暖化対策実行計画の進捗状況について

(2) 第2次春日部市環境基本計画策定市民懇話会

第2次春日部市環境基本計画の策定にあたり、広く意見を聴くため第2次春日部市環境基本計画策定市民懇話会を設置しています。「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「環境保全リーダー養成講座を修了した者」、「公募による市民」で構成されています。

市民懇話会開催状況

平成 29 年 1 月 26 日 (第 1 回)	第 2 次春日部市環境基本計画における市民・事業者の役割について (環境配慮指針について意見交換)
平成 29 年 3 月 15 日 (第 2 回)	
平成 29 年 4 月 25 日 (第 3 回)	
平成 29 年 5 月 22 日 (第 4 回)	

(3) 春日部市ごみ減量化・資源化等推進審議会(廃棄物減量等推進審議会)

平成 17 年 10 月 1 日に春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例を制定、施行し、ごみ問題の解決のため、住民、廃棄物処理業者、事業者、学識経験者等の幅広い分野の関係者から幅広い意見をいただいています。

令和 6 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日までの 2 年間、住民組織を代表する者 1 名、ごみ減量化又は資源化推進団体を代表する者 2 名、知識及び経験を有する者 2 名、商工業関係者 5 名、廃棄物処理業者及び廃棄物再生事業者 3 名、公募に応じた市民 1 名の計 14 名の委員を委嘱しています。

審議会開催状況

平成 24 年 5 月 23 日	委嘱状交付/春日部市一般廃棄物処理基本計画の概要について
平成 25 年 1 月 28 日	使用済小型電子機器等の再資源化について/路上喫煙防止について
平成 26 年 1 月 21 日	春日部市災害廃棄物処理計画の策定について
平成 27 年 2 月 18 日	ごみ処理実績について/春日部市災害廃棄物処理計画の答申について/環境センターの整備事業について
平成 28 年 2 月 18 日	ごみ処理実績について/春日部市災害廃棄物処理行動計画の作成スケジュールについて/環境センターの整備事業について
平成 29 年 2 月 15 日	ごみ処理実績について/計画の策定について/環境センター整備事業について
平成 30 年 1 月 25 日	「埼玉県災害廃棄物処理指針」の概要について/災害廃棄物処理に係る行動フローについて/環境センターの施設整備事業について
平成 30 年 3 月 22 日	ごみ処理実績について
平成 30 年 5 月 23 日	春日部市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る基本的事項について

平成 30 年 8 月 7 日	春日部市一般廃棄物処理基本計画「第 2 編 ごみ処理基本計画」について
平成 30 年 10 月 31 日	春日部市一般廃棄物処理基本計画「第 2 編第 2 章及び第 3 章」について
平成 30 年 11 月 22 日	春日部市一般廃棄物処理基本計画の総括及び答申案について
令和元年 10 月 18 日	一般廃棄物処理の運用変更について/生ごみ水切りダイエットモニター事業について/施設紹介（長寿命化工事等結果報告）
令和 2 年 12 月 16 日	春日部市食品ロス削減行動指針について/エコアクション 21 認証取得について
令和 4 年 2 月 1 日～ 令和 4 年 2 月 14 日 （書面開催）	事業系ごみの減量化・資源化に関する取組について/春日部市災害廃棄物処理初動対応マニュアル骨子について/ゼロカーボンに向けた取組について
令和 4 年 6 月 29 日	春日部市一般廃棄物処理基本計画について/令和 4 年度ごみ減量化・資源化等の推進に関する主な取組について
令和 5 年 1 月 30 日～ 令和 5 年 2 月 13 日 （書面開催）	春日部市災害廃棄物処理初動対応マニュアル（案）について/事業系ごみの減量化・資源化に関する取組について
令和 5 年 7 月 10 日	春日部市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに係る基本方針について/工事の報告について
令和 5 年 11 月 8 日	春日部市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて
令和 6 年 2 月 13 日	春日部市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて
令和 6 年 6 月 24 日	春日部市災害廃棄物処理計画の改定について 令和 7 年度版ごみカレンダー（令和 6 年度作成）の内容について
令和 6 年 11 月 15 日	春日部市災害廃棄物処理計画の改定について 廃棄物収集効率化システム（収集しマース）の実証事業について
令和 7 年 2 月 2 日 （書面報告）	春日部市災害廃棄物処理計画の改定について

2. 推進体制

庁内における推進体制

（１）春日部市環境対策推進会議

本会議は、①春日部市環境基本計画の推進、②地球温暖化対策実行計画の推進、③節電その他の省エネルギーの推進に関することを所管しており、市域における環境の保全及び創造に関する施策を、総合的・計画的に推進するため、庁内の各部局等で構成する全庁的な組織として設置されており、各部局等における実施状況の把握や情報交換を行っています。

春日部市環境審議会が環境の保全に関する基本的事項の調査及び審議を行うなど総合的な役割が目的であるのに対し、環境対策推進会議はより具体的な計画の実行に係る部

分の役割を担うことを目的としています。

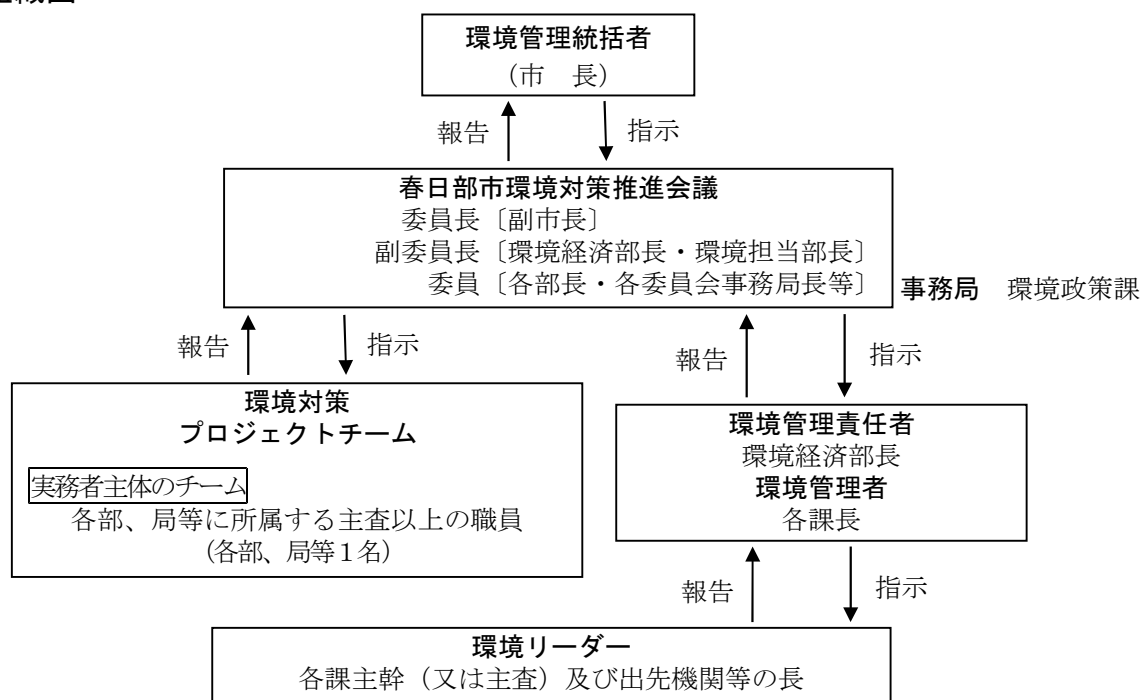
（２）環境対策プロジェクトチーム

春日部市環境対策推進会議の補助機関として、庁内各部局等から主査級以上の職員を１名ずつ選出し組織される実務者主体のチームで、専門的事項について全庁的な意見での検討・見直し等を実施しています。

◇国、県、他市町村等との連携、協力

さまざまな環境問題の解決には、すべての地域や各主体に関わることから、国、県、他市町村などの機関と連携し協力しながら進めていきます。

環境組織図



環境活動実行組織

職名・組織名	主な役割
環境管理責任者	基本計画及び実行計画の進捗管理や節電その他の省エネルギーに関して、環境管理者及び環境リーダーへの指示、監督などを行う。
環境管理者	課内（出先機関等を含む。）における基本計画及び実行計画の進捗管理や節電その他の省エネルギーに関して、環境リーダーへ指示するとともに、該当課における管理、監督を行う。
環境リーダー	職員の環境に関する啓発を行い、基本計画及び実行計画の進捗管理や節電その他省エネルギーの取組について進捗状況等を環境管理責任者や環境管理者に報告する。また、節電その他の省エネルギーに関する日常的点検等の管理を行う。

環境対策 プロジェクトチーム	各部・局等から主査級以上の職員 1 名ずつを選出し組織される実務者主体のチームで、全庁的に基本計画及び実行計画や節電その他の省エネルギーに関する専門的事項の取組を検討する。
-------------------	--

推進会議開催状況

平成 24 年 6 月 18 日	夏の節電対策について、環境基本計画の中間見直しに伴うプロジェクトチームの設置及び構成メンバーの選出について、平成 24 年度春日部市環境対策推進事業計画（案）について、平成 25 年度春日部市温暖化対策事業の提案について
平成 24 年 10 月 15 日	夏季の節電対策における結果について、地球温暖化対策に係る報告について、環境基本計画の中間見直しについて、平成 25 年度春日部市温暖化対策事業の提案について
平成 25 年 10 月 21 日	夏季の節電対策における結果について、地球温暖化対策に係る報告について、冬の節電対策について
平成 26 年 11 月 4 日	夏季の節電対策における結果について、地球温暖化対策に係る報告について、市有施設における新電力の導入について
平成 27 年 11 月 2 日	夏季の節電対策における結果について、地球温暖化対策に係る報告について、市有施設における新電力の導入について
平成 28 年 7 月 4 日	策定方針について、市民アンケートについて、環境対策プロジェクトチームの設置について
平成 29 年 8 月 7 日	策定進捗状況の概要、各組織での審議内容について、第 2 次春日部市環境基本計画（素案）、今後のスケジュール
平成 29 年 11 月 6 日	第 2 次春日部市環境基本計画（素案）パブリックコメント経過報告について、春日部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）平成 28 年度実績報告について、次期計画策定方針案について、新電力の導入実績について
平成 30 年 2 月 14 日	春日部市役所が取り組む地球温暖化対策実行計画（素案）について
平成 30 年 6 月 27 日	春日部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、
平成 30 年 11 月 19 日	市全域からの温室効果ガス排出量（平成 27 年度分）について、市役所からの温室効果ガス排出量（平成 29 年度分）について、電力の入札結果について、エコドライブ講習会について、職員環境研修会（グリーン購入）について、グリーン購入普及プロジェクトの進捗と方向性、公用車エコ化プロジェクトの進捗と方向性
平成 31 年 2 月 14 日	公共施設の電気調達の入札結果について（平成 30 年度中入札分）、グリーン購入普及プロジェクトについて、公用車エコ化プロジェクトについて
令和元年 8 月 22 日	春日部市地球温暖化対策実行計画に係る報告（区域施策編）の進捗状況（平成 28 年度実績）について、エコドライブ講習会について、グリーン購入職員向け説明会及び職員環境教育講座について、かすかべ環境ネットワーク実施事業について、エコアクション 21 の取得について
令和 2 年 3 月 27 日	みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画地方公共団体実行計画（区域施策編）の進捗状況（平成 29 年度（2017 年度）実績）について、春日部市役所が取り組む地球温暖化対策実行計画第 2 次春日部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況（平成 30 年度（2018 年度）実績）について、令和元年度かすかべ環境ネットワーク事業報告について、令和元年度グリーン購入の状況報告について、「春日部市公用車における次世代自動車導入方針」及び「公用車エコ化プロジェクト」に係る状況報告について、公共施設の電

	気調達の結果について、みんなで取り組む生き物調査プロジェクト事業報告について、エコアクション 21 の試行実施に係る環境レポート案について
令和 2 年 7 月 14 日	エコアクション 21 の認証取得手続きに係る「現地審査」の内容及び協力依頼
令和 3 年 4 月 19 日	「ゼロカーボンシティ宣言」について、公共施設の電気調達の結果について、みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画地方公共団体実行計画（区域施策編）の進捗状況（平成 29 年度（2017 年度）実績）について、春日部市役所が取り組む地球温暖化対策実行計画第 2 次春日部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況（令和元年度（2019 年度）実績）について、エコアクション 21 各所属における環境経営目標について、「春日部市公用車における次世代自動車導入方針」及び「公用車エコ化プロジェクト」に係る状況報告について
令和 4 年 5 月 23 日	第 2 次春日部市環境基本計画の中間見直しに係る基本方針について、地球温暖化対策実行計画の進捗状況について、市の施設の電気調達の結果について、エコアクション 21 各所属における環境経営目標について、市の公用車における次世代自動車の導入状況について
令和 4 年 11 月 2 日	第 2 次春日部市環境基本計画中間見直しについて
令和 5 年 7 月 3 日	春日部市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに係る基本方針について、春日部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の一部見直しについて、令和 5 年度夏の節電対策について、エコアクション 21 各所属における環境経営目標について、市の施設の電気調達の結果について、地球温暖化対策実行計画の進捗状況について、市の公用車における次世代自動車の導入状況について
令和 5 年 10 月 27 日	春日部市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて、PPA 方式による公共施設への電力供給事業について、エコアクション 21 について、空間放射線量の定点観測について
令和 6 年 2 月 9 日	春日部市災害廃棄物処理行動計画について、パナソニック ITS 社との実証実験（収集しマース）について、春日部市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて、春日部市役所における電気自動車の配備方針について
令和 6 年 6 月 19 日	春日部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の一部見直しについて 春日部市災害廃棄物処理計画の改定について重点対策加速化事業への選定と事業概要について PPA方式による公共施設への電力供給事業について 市の公用車における次世代自動車の導入状況について 地球温暖化対策実行計画の進捗状況について 廃棄物収集効率化システム（収集しマース）の実証事業について 令和 6 年能登半島地震派遣について
令和 6 年 10 月 21 日	春日部市災害廃棄物処理計画の改定について 太陽光発電設備等設置費補助事業について 電力リバースオクションの試行導入について PPA方式による公共施設への電力供給事業について 廃棄物収集効率化システム（収集しマース）の実証事業について

3. 環境マネジメントシステムの構築

エコアクション21の取得に向けた取組（埼玉県内の自治体として初）

エコアクション21は国際的な規格である「ISO14001」を参考に環境省が策定した、環境マネジメントシステム（組織や事業者等が、自主的な環境保全への取り組みを継続的に行うための「仕組み」）です。

具体的には省エネ、廃棄物削減、水管理、化学物質管理を実施するとともに、環境活動レポートを公表することで、環境負荷低減だけでなく、経費削減の効果も見込まれます。

また、自らが策定している行政計画等を効果的、効率的に推進していくための仕組みでもあります。

第2次春日部市環境基本計画において目指す環境像「自然と人とが共生し 未来につなぐ環境を みんなで育てまもるまち・春日部」を実現するために、市の事務事業において省エネルギー、省資源、リサイクル等の取り組みを実施しています。

現在、市が計画中新本庁舎は、環境面に配慮した庁舎であり、このような取り組みを契機として、エコアクション21による環境マネジメントシステムを取り入れ、市職員の環境意識のさらなる向上を目指すとともに、ひいては地域の環境負荷低減に波及していくことを期待しています。

本市では、令和元年10月1日にキックオフ宣言を行い、令和元年12月から令和2年2月までをトライアル期間として実施しました。（令和2年9月30日に認証取得）

令和4年9月27、28日に更新審査を受審し、認証を更新しました。

また、令和2年度のエコアクション21の認証取得以降、この期間に職員の環境意識向上について一定の成果が出たと捉え、令和6年9月29日の登録期限満了を機に、認証登録を取り下げました。

1. 春日部市環境基本条例

2. 環境基準

1 春日部市環境基本条例

春日部市環境基本条例

平成19年3月20日条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての基本方針（第9条）

第2節 総合的推進のための施策（第10条—第15条）

第3節 効果的推進のための施策（第16条—第23条）

第4節 地球環境の保全及び国際協力（第24条）

附則

私たちのまち春日部は、日光街道の宿場町や大風のまちとしての歴史的な伝統と江戸川や大落古利根川に代表される水と緑に恵まれた自然環境の中で、埼玉県東部地域における交通の要衝として、現在まで着実な発展を続けてきました。

しかしながら、今日のわが国の発展を支えてきた社会経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄を招き、自然の恵みである資源を消費し、不用物を廃棄するものであり、私たちに便利さや物質的な豊かさをもたらしたものの、環境に大きな負荷を与えています。

また、自然の回復力を上回るほど大きくなった人間の活動は、地球温暖化やオゾン層の破壊、生態系の破壊、海洋汚染など、地球環境に重大かつ深刻な影響を及ぼし、人類の生存基盤を揺るがすまでに至っています。

これは、環境問題の多くが、市民一人ひとりの日常生活及び事業者の事業活動に起因していることを私たちは認識しなければなりません。

もとより、私たちは、自然の恵みを受け、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、全ての人が協働して、良好な環境を保全及び創造し、より良い環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。

私たちは、環境を構成する生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあることを認識するとともに、相互に協力して、環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）のもとに、推進されなければならない。

（1） 環境の保全及び創造は、私たちの健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識したうえで推進されなければならない。

（2） 環境の保全及び創造は、私たちの生存基盤である環境が、環境への負荷によって損なわれつつあることを認識したうえで推進されなければならない。

（3） 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に社会

経済活動の在り方及び生活様式を見直し、環境への負荷の少ない社会が構築されるよう推進されなければならない。

(4) 環境の保全及び創造は、現在及び将来における市民が健康で安全かつ快適な環境を享受するとともに、より良い環境が将来にわたって引き継がれるよう推進されなければならない。

(5) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を共通の課題として認識し、並びにすべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らが事業者及び消費者である立場を認識し、自らの事業活動及び消費活動に関し、事業者及び市民に率先して環境への負荷を低減しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる責務を有する。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、職場における環境学習を推進するとともに、環境管理体制を整備するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体（以下「市民等」という。）が実施する環境の保全及び創造に関する

活動に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭及び地域において、環境の大切さを学ぶとともに教えるよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活から生ずる環境への負荷を低減するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に積極的に参画し、協力するものとする。

(通勤者及び通学者並びに行楽者の協力)

第7条 市内への通勤者及び通学者並びに市内の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する行楽者は、地域環境の美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するものとする。

(環境月間)

第8条 環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

2 環境月間は、毎年6月1日から同年6月30日までとする。

3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

4 市民等は、環境月間の趣旨にふさわしい活動を行うよう努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての基本方針

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、春日部市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第13条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第14条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(環境教育及び環境学習の総合的推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する環境教育及び環境学習の総合的な推進により、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 効果的推進のための施策

(市民等との協働)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関し、市民等と協働して取り組むため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の聴取)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民等の意見を聴くよう努めるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に必要な調査を実施するものとする。

(監視体制等の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造について、広域的な取組が必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4節 地球環境の保全及び国際協力

第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県及びその他の関係機関と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

環境基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

<環境基準の評価方法>

環境基準の評価は、1時間または1日を通した測定結果に係る「短期的評価」と、年間を通した測定結果に係る「長期的評価」があります。

環境基準の評価方法一覧

評価方法			対象物質
短期的評価	—	測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較する。 ※光化学オキシダントは各1時間値を環境基準と比較	二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント
	—	測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値を環境基準と比較する。	一酸化炭素
長期的評価	1日平均値の年間2%除外値	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあたる測定値(365日分の測定値がある場合は、高い方から7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、取り扱わない。	二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 一酸化炭素
	1日平均値の年間98%値	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する値を環境基準と比較する。	二酸化窒素
	短期基準	年間にわたり測定した1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する値を環境基準と比較する。	微小粒子状物質
	長期基準	1年平均値を環境基準と比較する。	

① 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)

② 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20告示）

③ ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（H11.12.27告示）

④ 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9告示）

2. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

② 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く。）】

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 ※	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	

※令和8年度環境白書より大腸菌数へ変更します。

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水 域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必 要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域の うち、生物Bの欄に掲げる水 生生物の産卵場（繁殖場）又 は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

4. 排水基準等

①有害物質の排水基準（単位：mg/L）

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
シアン化合物	シアン 1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	鉛 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
六価クロム化合物	六価クロム 0.5	1,3-ジクロロプロペン	0.02
砒素及びその化合物	砒素 0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.2
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0.1
トリクロロエチレン	0.1	セレン及びその化合物	セレン 0.1
テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物 ※	ほう素 10
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物 ※*	ふっ素 8
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※	100 (注)
1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン ※	0.5

(注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100

※ 一部業種は、暫定基準が適用 * 一部業種は、上乗せ条例による暫定基準が適用

②生活環境項目の排水基準（単位：mg/L、水素イオン濃度、大腸菌群数を除く）

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度	5.8～8.6	溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2	生物化学的酸素要求量 ※4	160（日間平均 120）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5	浮遊物質質量	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30	大腸菌群数	日間平均 3,000/cm ³
銅含有量	3	窒素含有量 ※1,2	120（日間平均 60）
亜鉛含有量 ※1	2	りん含有量 ※1,2	16（日間平均 8）
溶解性鉄含有量	10	化学的酸素要求量 ※3	160（日間平均 120）
フェノール類含有量	5		

※1 一部業種は、暫定基準が適用 ※2 日平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用

※3 湖沼に直接排水される場合に適用 ※4 湖沼以外の公共用水域に排出される場合に適用

③条例による上乗せ基準（単位：mg/L、水素イオン濃度、大腸菌群数を除く）

上乗せ項目 特定施設		生物化学的酸素要求量(BOD)		浮遊物質質量(SS)		フェノール類 含有量
豚房（総面積 50 ㎡以上） 牛房（総面積 200 ㎡以上） 馬房（総面積 500 ㎡以上） と畜業・死亡獣畜取扱業		80 （日間平均 60）		150 （日間平均 120）		5
指定地域特定施設し尿浄化槽 （処理対象人員が 201～500 人で 指定地域内に設置されるもの）		既設	新設	既設	新設	
し尿処理施設 ※処理対象人員が 500 人以下のし尿 浄化槽を除く	し尿浄化槽	60	25 （日間平均 20）	80 （日間平均 70）	60 （日間平均 50）	
	その他	30		70 （日間平均 60）		
下水道終末処理施設		25 （日間平均 20）		60 （日間平均 50）		
上記以外の特定施設 指定排水施設						

5. 騒音に係る環境基準等

①一般地域の環境基準

地域の類型		昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
A 地域	第一種低層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
B 地域	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	60 dB 以下	50 dB 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

②道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分	騒音基準値（dB）	
	昼 間 （6 時～22 時）	夜 間 （22 時～6 時）
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち車線を有する地域	65 以下	60 以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

③幹線交通を担う道路^{※1}に近接する空間^{※2}の環境基準（特例）

区 分	騒音基準値（dB）	
	昼 間（6 時～22 時）	夜 間（22 時～6 時）
屋外	70 以下	65 以下

※1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。

※2 近接する空間とは、道路端からの距離が、2 車線以下では 15m、3 車線以上では 20m の区間をいう。

④特定工場等において発生する騒音の規制基準

地域区分 \ 時間区分		朝 (6時～8時)	昼 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜 (22時～6時)
1種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地	45 dB	50 dB	45 dB	45 dB
2種	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60 dB	65 dB	60 dB	50 dB
4種	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB

⑤特定建設作業において発生する騒音の規制基準

	地域区分	騒音 基準値	作業 禁止時間	最大 作業時間	最大 作業日数	作業 禁止日
1号区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域） 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域	85 dB	19時～7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
2号区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）		22時～6時	14時間/日		

⑥自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分	時間 区分	騒音基準値 (dB)		
		道路に面する区域		幹線交通を担う道路 に近接する区域
		1 車線	2 車線以上	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	昼 間 (6 時～22 時)	65	70	昼 間 (6 時～22 時) 75
	夜 間 (22 時～6 時)	55	65	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	昼 間 (6 時～22 時)	65	75	
	夜 間 (22 時～6 時)	55	70	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼 間 (6 時～22 時)	75	75	夜 間 (22 時～6 時) 70
	夜 間 (22 時～6 時)	70	70	

⑦深夜営業騒音の規制基準

規制対象営業	区域区分		規制内容	
			22 時～6 時	23 時～6 時
飲食店営業 喫茶店営業 ボーリング場営業 バッティングセンター営業 ゴルフ練習場営業 小売店営業 (店舗面積 500 m ² 以上) 公衆浴場営業	1 種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	45 dB	使用禁止となる音響機器 (外部に漏れない場合を除く) カラオケ装置 ステレオセットその他の音声機器 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 (受信装置) 楽器
	2 種	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外		
	3 種	近隣商業地域 準工業地域	50 dB	
		商業地域	50 dB	
	4 種	工業地域 工業専用地域		

⑧商業宣伝を目的とした拡声機使用に関する規制

店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合	1 拡声機の使用は、10時から18時までの間に限ること。		
	2 拡声機の使用は、1回20分以内とし、次回の使用までに10分以上の間隔をおくこと。		
	3 屋外の地上1.5メートルの位置における音量	第1種区域 第2種区域 第3種区域 第4種区域	60 dB 以下 65 dB 以下 75 dB 以下 80 dB 以下
移動しながら拡声機を使用する場合	1 拡声機の使用は、10時から18時までの間に限ること。		
	2 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね100メートルの区域内においては、拡声機を使用しないこと。		
	3 停止している間に拡声機を使用する場合においては、音源から10メートル以上離れた地上1.5メートルの位置における音量	第1種区域 第2種区域 第3種区域 第4種区域	70 dB 以下 75 dB 以下 85 dB 以下 85 dB 以下

⑨作業場等の騒音の規制基準

地域区分 \ 時間区分		昼（8時～19時）	朝（6時～8時） 夕（19時～22時）	夜（22時～6時）
1種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	45 dB
2種	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	55 dB	50 dB	45 dB
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
4種	工業地域 工業専用地域	70 dB	65 dB	60 dB

6. 振動に対する規制

①振動の規制基準

地域区分 \ 時間区分		昼 (8 時～19 時)	夜 (19 時～8 時)
1 種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	60 dB	55 dB
2 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB

②道路交通振動の要請限度

区域の区分	振動基準値（dB）	
	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65	60
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

③作業場等の振動の規制基準

時間区分 地域区分		昼（8時～19時）	夜（19時～8時）
1種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	60 dB	55 dB
2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB

7. 悪臭に対する規制

敷地境界線における規制基準（22物質）

（単位：ppm）

物質	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02

物質	A区域	B区域	C区域
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

※A区域：（B区域・C区域以外の区域）、B区域：（農業振興地域）、C区域：（工業地域・工業専用地域）

気体排出口における規制基準（13物質）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、
イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

排水水における規制基準（4 物質）

特定悪臭物質	排水水の流量 (m ³ /s)	排水水中の濃度 (mg/l)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

規制対象業種および規制基準

規制対象業種	地域区分	敷地境界線	気体排出口
塗装工事業 食料品製造業 合板製造業 家具製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 ※1 印刷業 化学工業 プラスチック製品製造業 ※2 ゴム製品製造業 電線・ケーブル製造業 金属製品製造業 ※3 一般機械器具製造業 ※3 輸送用機械器具製造業 ※3	下記以外の区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
	工業地域 工業専用地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1000

※1 塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。

※2 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。

※3 塗装工程を有するものに限る

8. 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

9. ダイオキシン類に係る環境基準等

① 環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年平均値)
水 質	1pg-TEQ/l 以下(年平均値)
河川底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下

② 耐容一日摂取量

ダイオキシン類による健康被害は、食事や呼吸による人体への蓄積が大きく影響してきます。そのため、人が一生涯に渡ってダイオキシン類を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがない一日あたりの摂取量として、耐容一日摂取量が設定されています。

ダイオキシン類の耐容一日摂取量

基 準 値	体重 1 キログラム当たり 4pg-TEQ/日以下
-------	---------------------------

春日部市民憲章

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史の
あるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して
ここに 市民憲章を定めます

- 一 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 一 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- 一 お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築き
ましょう
- 一 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 一 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりま
しょう

そして
このまちで
ともに生きましょう



春日部市の環境 令和7年度版

発行 春日部市

編集 環境経済部環境政策課

TEL 048-736-1136

E-mail kankyo@city.kasukabe.lg.jp

URL <http://www.city.kasukabe.lg.jp/>